

第27 狩猟税

1. 概要

狩猟税は、狩猟できる資格を得た人が狩猟者の登録をするときにかかる税金で、その収入は、鳥獣の保護や狩猟に関する費用にあてられる目的税である。

(1) 納税義務者 狩猟の登録を受ける人

(2) 納税額 以下のとおり

種 類	納める額	
第一種狩猟免許（装薬銃）に係る狩猟者の登録を受ける人	県民税の所得割を納める人	16,500 円
	県民税の所得割を納めなくてよい人 (注)	11,000 円
網猟免許に係る狩猟者の登録を受ける人	県民税の所得割を納める人	8,200 円
	県民税の所得割を納めなくてよい人 (注)	5,500 円
わな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける人	県民税の所得割を納める人	8,200 円
	県民税の所得割を納めなくてよい人 (注)	5,500 円
第二種狩猟免許(空気銃)に係る狩猟者の登録を受ける人	5,500 円	

(注) 県民税の所得割を納めなくてよい人であっても、同一生計配偶者や扶養親族に該当する人(農林水産業に従事している人を除く)は対象とならない。

(注) 令和 11 年 3 月 31 日までに受ける狩猟者の登録であって次のいずれかに該当する場合は納める額が軽減される。

- ア 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 課税免除
- イ 認定鳥獣捕獲等事業者(※1)の従事者が受ける狩猟者の登録 課税免除
- ウ 有害鳥獣捕獲許可従事者(※2)が受ける登録 2分の1軽減

※1 認定鳥獣捕獲等事業者は鳥獣捕獲等事業の実施体制(安全体制や知識・技能等)が法の基準に適合していると都道府県知事の認定を受けた事業者(法人)であり、認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者は、認定鳥獣捕獲等事業者に従事する個人の従事者のことである。

※2 狩猟者登録を申請した日前 1 年以内に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の許可を受け、その許可に係る捕獲に従事した者

(3) 軽減対象者の要件及び必要書類

次の要件を満たす者が軽減対象者になる。

また、軽減対象者は、狩猟税登録申請時に以下の書類の提出が必要である。

要件		必要書類
1)対象鳥獣捕獲員	市町が任命した対象捕獲員であること	対象鳥獣捕獲員である旨の証明書
2)認定鳥獣捕獲等事業者 (以下「認定事業者」とする)の捕獲従事者	次の要件のすべてを満たすこと ◎登録申請時に認定事業者の従事者であること ◎登録申請前1年以内に、登録を受ける都道府県において、認定事業者の従事者として当該事業に従事した実績があること	次の書類をすべて提出すること ◎認定事業者の認定証の写し ◎認定事業者の従事者である旨の証明書 ◎認定事業者により認定事業が実施されたことの証明書 ◎認定事業に従事した際の従事者証の写し
1年以内に有害鳥獣捕獲等の許可を受けて捕獲等に従事した実績がある者	登録申請前1年以内に鳥獣保護管理法による許可を受けて、登録を受ける都道府県において、有害鳥獣捕獲等に従事した実績があること(捕獲の有無を問わない)	次の書類をすべて提出すること ◎鳥獣捕獲許可証または従事者証の写し ◎鳥獣捕獲等の結果(捕獲日時・場所等)を記載した書面

(注)都道府県民税の所得割額の納付を要しない者に該当する場合は、併せて市町村長の発行する証明書の提出が必要である。

(5) 県税の賦課徴収について

① 納税地等

狩猟税の納税地は狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける場所の所在地とされている。

② 納税義務者等

狩猟税は都道府県知事の狩猟者の登録を受ける者に対し、当該都道府県において課するものであって、その納税義務は、狩猟免許に係る狩猟者の登録を受けると同時に成立する。

③ 賦課徴収

ア 狩猟税の賦課徴収に係る具体的な取扱いは次によるものであること

・狩猟税の納付の方法は、狩猟税の額に相当する現金を納付するものであること

狩猟税の申告書は原則として、狩猟免許に係る狩猟者の登録申請書と同時に農林水産事務所へ提出するものとされており、次のいずれかの場合に限り受け付けるものとされている。

領収済印が印字されているもの

領収印が押印されているもの

払込証明書が貼付されているもの

イ 県税事務所長は農林水産事務所において狩猟税申告書を受理したものがあるときは、徴税吏員をして農林水産事務所へ出向させ、狩猟免許に係る狩猟者の登録申請書と照合のうえ、納税済印を押印するものであること

なお、納税済印押印の日付は、狩猟免許に係る狩猟者の登録の日とすること

ウ 狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者が、狩猟税の額に相当する現金を納付した場合は、「狩猟税納付・決定決議書」(事務規則様式 72 条)によって決議するものであること

④ その他

ア 狩猟免許に係る狩猟の登録を受けた者のうち、県民税の所得割額の納付を要しない者の控除対象配偶者又は扶養親族(農林水産業に従事している控除対象配偶者又は扶養親族を除く)である場合における当該県民税の所得割額の納付を要しない者が、市区町村の証明後において、更正等によって当該年度の県民税の所得割額の納付を要することとなる場合があり得るので、狩猟期間の満了後直ちに市区町村長に照合し、県民税所得割額の納付の有無を調査すること

イ 課税人員は、毎月 1 回農林水産事務所又は県民局自然環境課の狩猟免許に係る狩猟者の登録人員と照合し、税額に異動が生じた場合(普通徴収をする場合)には速やかに通知するなどして、人員数に相違が生じないよう特に注意すること

2. 課題・問題点（納税について）

「県税の賦課徴収について」において、狩猟税の納付方法は現金納付とあるが、実際には猟友会が納税義務者から預かった税額を取りまとめて、合計額で銀行振込を行っている。

猟友会が預かった合計額で納税が行われているため、猟友会が作成した申請者一覧表、農林水産事務所が作成した狩猟税登録証交付状況表、及び県の狩猟税納付・決定決議書との照合が必要となり、事務作業が煩雑になっている。

3. 指摘（納税について）

「県税の賦課徴収について」に規定のとおり、農林水産事務所において狩猟税の申告書の受理したものがあるときは、徴税吏員を農林水産事務所に出向させて登録申請書と照合し、納税義務者それぞれの納付書に納税済印を押印すれば、照合の手間が省ける。

4. 課題・問題点（押印）

以下は北部の表面と裏面の押印である。

<表面>

様式第85号の35 (第69条の3関係)

広島県北部県税事務所収受 第 号 狩 猟 税 申 告 書		令和5年10月2日
納税額 -5,101.6 処理期限 分類記号	広島県 北部県税事務所様 保存年限	
次のとおり、狩猟税について申告します。		

<裏面>

手数料確認印 税相当額確認 (押印省略) 県税事務所	<table border="1"> <tr> <th colspan="2">手数料名</th> <th colspan="2">狩猟税相当額</th> <th colspan="2">申請書提出先</th> </tr> <tr> <td>所属コード</td> <td>滞込区分</td> <td>繰入科目</td> <td>手数料種別</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>-</td> <td>700</td> <td>9201</td> <td>他の特種税</td> <td>申請窓口へ提出</td> <td>収納窓口で受取</td> </tr> </table>	手数料名		狩猟税相当額		申請書提出先		所属コード	滞込区分	繰入科目	手数料種別	1	2	-	700	9201	他の特種税	申請窓口へ提出	収納窓口で受取	狩猟税相当額 (申請者又は猟友会が記入) 16,500	領収印 (猟友会押印) 領 収 - 5,101.6	納税済印 (県税事務所押印) 納 税 済 - 5,101.6 納税済 - 5,101.6
手数料名		狩猟税相当額		申請書提出先																		
所属コード	滞込区分	繰入科目	手数料種別	1	2																	
-	700	9201	他の特種税	申請窓口へ提出	収納窓口で受取																	

5. 指摘（押印日付の違い）

北部の押印が表面（令和5年10月16日）と裏面（令和5年10月4日）で異なっている。西部と東部では表面と裏面の押印の日付は合致していた。

収受印と納税済印の日付が異なるのはおかしい。原因を究明すべきである。

6. 課題・問題点（納税（決定）額の記入）

下記の西部の狩猟税の申告書にて納付（決定額）に同じ字体の記入がみられた。

<表面>

申告額	税率区分（番号に○印を付す。）		納付（決定）額	
	広島県税条例第165条第1項第1・2・3・4・5号該当	○	16,500	円
	広島県税条例第165条第2項第1・2号該当			
	広島県税条例附則第20条の2第1・2項該当			
税率区分を「広島県税条例第165条第1項第2号又は第4号に該当」として申告する場合（番号に○印を付す。要添付書類）				

申告額	税率区分（番号に○印を付す。）		納付（決定）額	
	広島県税条例第165条第1項第1・2・3・4・5号該当	○	16,500	円
	広島県税条例第165条第2項第1・2号該当			
	広島県税条例附則第20条の2第1・2項該当			

7. 指摘（納税（決定）額の記入）

担当者に事情を聞くと、書き忘れの箇所は県の担当者が記入しているとのことであった。

申告書の受け取りを農林水産事務所に委任せず、狩猟税の担当者が猟友会から直接受け取り、申告内容をその場で確認すれば、猟友会の担当者に書き忘れの記入を依頼すればよい。やはり、猟友会が農林水産事務所に登録申請に訪れた時に、県の担当者が農林水産事務所に赴き同時に狩猟税の申告書を受け取るべきである。

8. 課題・問題点（添付書類）

以下はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける人で県民税の所得割を納める人（税額8,200円）に該当し、捕獲等従事結果報告書は添付されているが、空欄となっている。

手数料確認印 税相当額確認 (押印省略) 県税事務所	手数料名 No.97 狩猟税相当額	狩猟税相当額	領収印	納税済印
	所課コード 消込区分 歳入科目 手数料種別 700 9205 志の物産税 申請書提出先 1 申請窓口へ提出 2 収納窓口で受取	(申請者又は猟友会が記入) 4,100	領収金額 -5,101.2	(県税事務所押印) 納税済 -5,101.0 広島県

以下の捕獲等従事結果報告書の注書1に「狩猟者登録申請1年以内の期間に、鳥獣法9条1項の許可を受けた者の従事者として捕獲等を行った場合のみ減免の対象となる」と規定されているが、当該報告書の「捕獲等に従事した結果」に一切記載がないものがあった。

10. 課題・問題点（委任状）

狩猟税申告書の税率区分を「広島県税条例 165 条 1 項 2 号又は 4 号に該当」として申告する場合には市町が交付する証明書を添付する必要があるが、この証明書は個人情報に記載されているにも関わらず、納税義務者から猟友会への委任状の添付がない。

第 1 種銃猟免許(所得割額の納付を要しない)
条例第165条第1項第2号（猟友会加入者①）

証 明 書

証明申請者	狩猟者登録申請者	住所 氏名	[REDACTED]
	上記の者の配偶者又は扶養者	住所 氏名	[REDACTED]

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

証明事項	① 同一生計配偶者又は扶養親族に該当しない方 狩猟者登録申請者は、 <u>令和 5</u> 年度分都道府県民税の所得割額の納付を要しない者である。
	② 同一生計配偶者又は扶養親族に該当し、農業・水産業・林業に従事している方 狩猟者登録申請者（農業・水産業・林業に従事）は、_____ 年度分都道府県民税の所得割額の納付を要しない者である。
	③ 同一生計配偶者又は扶養親族に該当し、農業・水産業・林業以外に従事している方 狩猟者登録申請者は、_____ の同一生計配偶者又は扶養親族に該当し、狩猟者登録申請者の配偶者又は扶養者は、_____ 年度分都道府県民税の所得割額を納付することを要しない者である。

令和 5 年 10 月 5 日

広島市長 松 井 一 實

市区町村 長



11. 意見（委任状の必要性）

狩猟の登録申請を行う者が高齢で、手続きを簡素化すべきであることは理解できる。

しかしながら、個人情報を県以外の猟友会が扱うことから、委任状の添付は必要書類であると考えられる。

したがって、県は個人情報を取り扱う以上、委任状の添付も求めることが必要である。

12. 課題・問題点（農林水産事務所との関係）

狩猟税の申告は、原則として狩猟免許に係る狩猟者の登録申請書と同時に農林水産事務所に提出するものとされているが、県税事務所と農林水産事務所との間で賦課徴収に関する具体的な取り決めがない。また、猟友会との業務委託契約も農林水産事務所が行っている。

13. 意見（農林水産事務所との関係）

狩猟者の登録申請と狩猟税の申告納税は全く違う行為である。

税務課として、猟友会との狩猟税の申告書の提出方法や、狩猟税の納税方法についての業務委託契約が必要である。

第28 鉱区税

1. 概要

地下の埋蔵鉱物を採掘するという権利が与えられていることに対する負担としてかかる税である。

課税客体 鉱区（鉱業原簿に登録されたもの）
納税義務者 鉱業権（地下に埋蔵されている鉱物を採掘する権利）を有する者
課税主体 鉱区所在の都道府県
課税標準 鉱区の面積（砂鉱区のうち河床に存するものは川床の延長）
税率

鉱区の種類	税 率	
砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに年200円
	採掘鉱区	面積100アールごとに年400円
砂鉱を目的とする鉱区	河床	延長1,000メートルごとに年600円
	その他	面積100アールごとに年200円
石油または可燃性天然ガスを目的とする鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに年200円×2/3
	採掘鉱区	面積100アールごとに年400円×2/3

※100アール未満の端数は100アールに切り上げる

※年の途中で鉱業権の設定、消滅があった場合には、月割計算による

賦課期日 4月1日
徴収方法 普通徴収
納税 4月1日現在に鉱業権を持っている人が、県税事務所から送付される納税通知書により5月31日までに納める。
年度の途中で鉱業権を取得した人は納税通知書に定められた日までに納める。

2. 課題・問題点（納税義務者の把握について）

地方税法 185 条で、納税者は県条例で定める事項を申告し、又は報告しなければならないとされている。

また、広島県税条例 128 条では、納税義務が発生し、又は消滅した場合、発生または消滅した日から 5 日以内に上記申告又は報告を提出しなければならないとしており、申告内容は、納税義務者の住所、氏名・名称、鉱区所在地、種類、登録番号、存続期間、面積、県内

の事業所、義務の発生・消滅・異動の年月日及び事由である。

この点、実際には納税義務者からの自発的な申告等はなされておらず、中国経済産業局から送られてくる鉱業権の登録等の通知書で初めて県が把握する状況になっている。

その後、県では、納税義務者の新規登録や廃止等を把握した際、納税義務者に対し、申告書を提出するよう促すことで、結果的には申告書を提出させている。

3. 意見（納税義務者への申告義務の周知徹底）

令和5年度に納税義務が生じた者の資料を確認したところ、令和4年10月25日に登録したものが、令和5年1月6日付で中国経済産業局から県に通知され、納税義務者からの申告書は令和5年1月26日に県に提出されていた。

法令によれば、本来、納税義務者からの自発的な申告又は報告によって、納税者情報を県が把握し、その内容に従って課税されるのであり、県から申告を促すといった業務は不要である。提出を求めなければ申告等がなされない現状は是正すべきである。

他の税目においては、納税義務者が自ら申告義務を自覚し、自発的に申告がなされるのが当然であり、無申告にはペナルティも課される。鉱区税においても、申告を自発的に行うよう働きかけるべきである。特に鉱区税の納税義務者となる者は限られており、鉱区税についても相当程度知識がある者であると想定できることから、申告を行わない納税義務者に対しては過料も含め、毅然と対処すべきであると考えらる。

4. 課題・問題点（鉱業原簿の照合作業について）

鉱区税の賦課期日は4月1日であり、県では4月1日の現況を把握するため、4月7日頃に中国経済産業局を訪問し、鉱業原簿を閲覧し、県で作成している鉱区税台帳と1件ずつ照合している。鉱業原簿は謄写や持ち出し不可の紙媒体であり、現地に赴き照合する必要がある。担当者はその後、鉱業原簿と鉱区税台帳との相違内容について、県の税務システムの情報を修正し一致させている。

自発的な申告が行われないこともあり、県がわざわざ取り扱いの難しい鉱業原簿を1日ばかりで見に行き、鉱業権者の状況を確認しているのが現状である。

5. 意見（納税義務者への申告義務の周知徹底）

本来、納税義務者からの自発的な申告又は報告によって、納税者情報を県が把握できるはずであり、その申告内容に沿って課税が行われるものである。しかし実際には自発的な申告が行われず、県担当者が中国経済産業局へ訪問し、鉱業原簿を1日ばかりで見に行くことで、鉱業権者の状況を確認している。

鉱業権の状況を把握し、申告又は報告する義務は納税義務者にあることを周知し、それを徹底させれば、県側での鉱業権者の状況を毎年確認しにいく作業は不要ではないか。鉱業原

簿を活用するとするならば、県側で鉱業権の状況を網羅的に確認するためではなく、例えば県が税務調査を実施する一環として、鉱区への視察などによって得た実態の情報と鉱業原簿や鉱区税台帳などの記録情報とを照合し、申告内容に誤りがないか確認するといった活用がなされることで、より実効性のある課税の実現に資するのではないかと考える。

6. 課題・問題点（鉱区税台帳の項目について）

県の税務システムで把握されている鉱業権者の情報は、以下であり、鉱区税台帳として管理されている。

- ・ 経済産業局に登録している鉱業原簿の登録番号
- ・ 異動内容と年月日
- ・ 鉱種
- ・ 県内面積
- ・ 県外面積
- ・ 共同保有か否か
- ・ 鉱業権者氏名・名称
- ・ 鉱業権者の郵便番号・住所・電話番号

上記項目中に、鉱区の所在地がない。また、納税義務者から提出される申告書では、鉱区の所在地を記載する欄があるが、市までの記載しかなく、具体的な地番は記載されていない。

7. 指摘（課税客体の未把握）

県が税務システムで管理している情報の中に、鉱区の所在地がない。また、納税義務者から提出される申告書紙面では、鉱区の所在地を記載する欄があるが、市までの記載しかなく、具体的な地番は記載されていない。

つまり県は、鉱区の所在地が把握できていない。課税客体を把握せず適切な徴税は不可能であり、すべての鉱区を具体的に把握する必要がある。

第29 地方消費税

1. 概要

我が国では、平成元年に税率3%として消費税が導入された。それ以降、平成9年に税率5%に平成26年に8%、そして令和元年より標準税率10%と軽減税率8%となって現在に至っている。そのうち、国税が標準税率10%の7.8%を地方税が2.2%を占める。また、軽減税率については国が6.24%で地方税は1.76%である。

消費税は国内の商品の販売やサービスの提供及び保全地域から引き取られる外国貨物を課税対象とし、取引を段階ごとに標準課税を10%、軽減税率8%で課税される。

消費税は、国内で行われる資産の譲渡や役務の提供を国内取引と、外国貨物を保税地域から引き取ることを輸入取引といい、前者を「譲渡割」といい、後者を「貨物割」という。

取引形態	納税者
譲渡割	国内取引。資産の譲渡・貸付け及び役務の提供を行う個人事業者及び法人
貨物割	輸入取引。外国貨物を保税地域から引き取る者

2. 税率

地方消費税の税率は以下のとおりである。

地方消費税＝消費税額（課税標準額）×22/78（税率）

区分	標準税率	軽減税率
消費税率	7.80%	6.24%
地方消費税率	2.20%	1.76%
	消費税額×22/78	消費税額×22/78
合計税率	10%	8% ⁴⁵

譲渡割	国内の販売や役務の提供等に係る消費税額から仕入等に係る消費税額を控除した後の金額に22/78を除いたもの
貨物割	輸入される貨物に係る消費税額に22/78を除いたもの

3. 地方消費税の収入推移

県の地方消費税の過去5年間の税収の推移を見ると、令和5年が50,240,329千円であり、令和元年度より地方消費税収が減少している。減少率は令和元年を1とすると、令和5年

⁴⁵ 軽減税率とは、消費税率が10%に引き上げられたと同時に、酒類・外食を除く飲食料品と定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞を対象を消費税率を8%とする税率制度

度は約 22%の減少率である。

地方消費税	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	小計
税収額(千円)	50,420,329	68,801,286	76,464,547	76,189,419	65,375,543	337,251,124

4. 申告と納税

消費税の申告方法は次のとおりである。

(1) 譲渡割

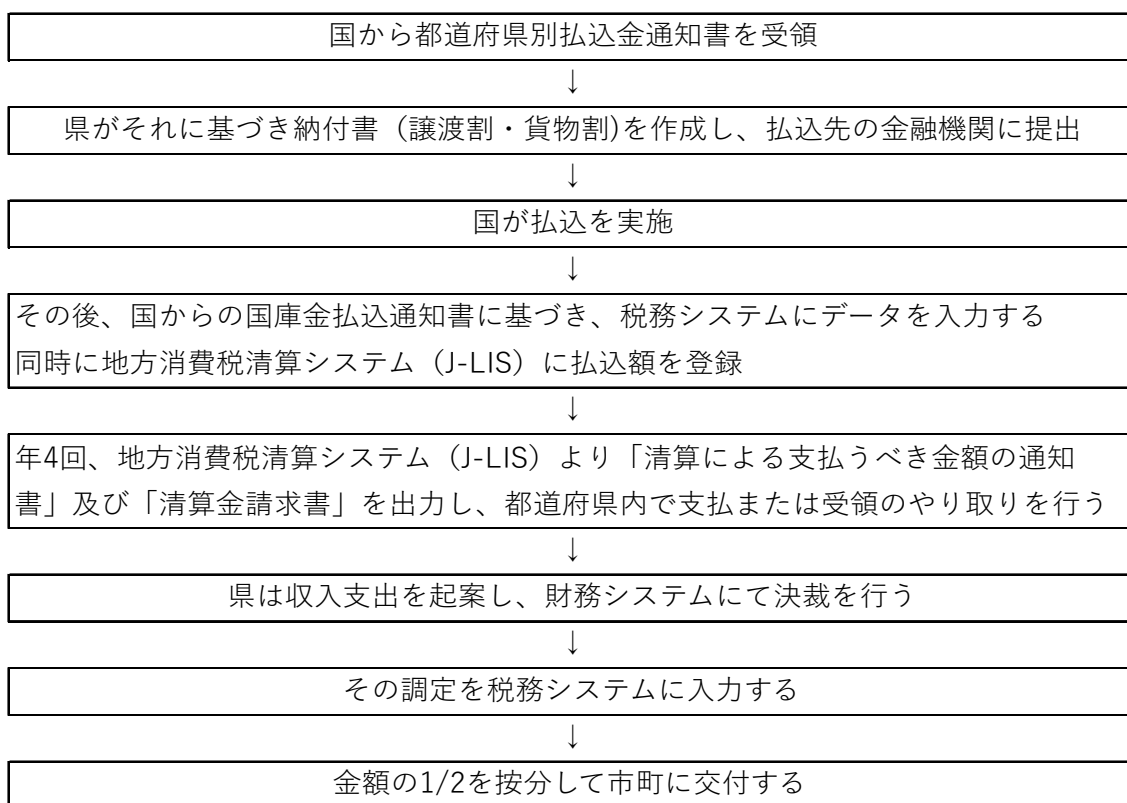
納税者が所管の税務署長に消費税申告書を申告・納税を行う。提出期日は、個人事業の場合は翌年3月31日まで、法人であれば事業年度から2か月後までである。申告は紙面による申告と電子申告とが可能である。

(2) 貨物割

外国貨物を引き取る者が消費税の申告を行う。その際、輸入品を保税地域から引き取る時に原則として、保税地域を所轄する税関長に対し、品名、数量、金額等と消費税額などを記載した輸入(納税)申告書を提出する。そして、商品を引き取るまでに消費税の納税を行う。

5. 県の税務業務(チャート等)

地方消費税の業務については、以下のような流れとなる。



6. 課題・問題点（地方消費税の県民への周知）

地方消費税は一般財源と社会保障財源とに区分される。

前述のとおり消費税は2回の税率の引き上げを行っており、これは社会保障と税の一体改革による。地方消費税は、精算金の10/22を一般財源へ12/22を社会保障財源に振り分けている。

7. その他（地方消費税の県民への更なる周知）

地方消費税の理解のためにも、上記内容を県民に地方消費税の仕組みとして県の地方消費税のホームページで周知することが望ましい。

8. 課題・問題点（J-LISを活用した教育研修）

J-LISについては、税務課に詳しい詳細を聞いたところ、適正な回答を得ることができなかった。また、J-LISに関する資料についてもすぐに提供されなかった。

また、機構ホームページには教育研修として教育研修セミナー、リモートランニング、情報化研修支援等の事業が行われているが、現在、県がこれを活用していないとの回答を得ている。

9. 意見（J-LISを活用した教育研修）

J-LISの教育研修を積極的に活用すべきである。なぜなら、通常、県で使用しているJ-LISシステムが不明であるとの認識では問題があると思われるからである。J-LISの教育研修を利用することでシステム使用の形骸化を防げると考える。

第30 産業廃棄物埋立税

1. 概要

区分	内容								
納める人	県内の最終処分場に搬入された産業廃棄物の排出事業者又は中間処理業者								
納める額	産業廃棄物 1 トンあたり 1,000 円(1 キログラムあたり 1 円)								
申告と納税	<p>最終処分業者が排出事業者又は中間処理業者から税を受け取り、年 4 回県に申告納入する(特別徴収という)</p> <table border="1"> <tr> <td>1 月 1 日~3 月 31 日までの税額</td> <td>4 月 30 日</td> </tr> <tr> <td>4 月 1 日~6 月 30 日までの税額</td> <td>7 月 31 日</td> </tr> <tr> <td>7 月 1 日~9 月 30 日までの税額</td> <td>10 月 31 日</td> </tr> <tr> <td>10 月 1 日~12 月 31 日までの税額</td> <td>翌年の 1 月 31 日</td> </tr> </table> <p>※他社から搬入した産業廃棄物を中間処理して自らが有する最終処分場において処分する場合は申告納付の方法となる</p>	1 月 1 日~3 月 31 日までの税額	4 月 30 日	4 月 1 日~6 月 30 日までの税額	7 月 31 日	7 月 1 日~9 月 30 日までの税額	10 月 31 日	10 月 1 日~12 月 31 日までの税額	翌年の 1 月 31 日
1 月 1 日~3 月 31 日までの税額	4 月 30 日								
4 月 1 日~6 月 30 日までの税額	7 月 31 日								
7 月 1 日~9 月 30 日までの税額	10 月 31 日								
10 月 1 日~12 月 31 日までの税額	翌年の 1 月 31 日								
課税免除	自らが排出した産業廃棄物を自らが有する最終処分場において処分(自社処分)する場合には課税されない								
概要図	<pre> graph TD A[排出事業者 (納税義務者)] --> B[中間処理業者 (納税義務者)] B --> C[最終処分場 (特別徴収義務者)] A -- 課税対象 --> C </pre>								
報償金	<p>①交付対象期間 前年 11 月からその年の 10 月まで</p> <p>②算定の基礎となる額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付対象期間中の期限内申告で納期内に算入された額 ・期限内申告で交付対象期間中に徴収猶予の承認を受け、猶予期間内に納入された額 <p>③交付率</p> <table> <tr> <td>期限内に納入された額</td> <td>2.5%</td> <td>(千円未満端数切捨て)</td> </tr> <tr> <td>徴収猶予期間内に納入された額</td> <td>2.5%</td> <td>(千円未満端数切捨て)</td> </tr> </table> <p>④交付時期 毎年 2 月末</p>	期限内に納入された額	2.5%	(千円未満端数切捨て)	徴収猶予期間内に納入された額	2.5%	(千円未満端数切捨て)		
期限内に納入された額	2.5%	(千円未満端数切捨て)							
徴収猶予期間内に納入された額	2.5%	(千円未満端数切捨て)							

<p>税務調査</p>	<p>徴税吏員の質問検査権</p> <p>地方税法 733 条の 4 の規定により、県の税務職員(徴税吏員)は法定外目的税(産業廃棄物埋立税)に関する調査のために必要がある場合には納税義務者及び特別徴収義務者及び法定外目的税(産業廃棄物埋立税)の賦課徴収に直接関係があると認められる者に対して質問又は事業に関する帳簿書類その他の物件の調査をすることができる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査書類等 ・ 広島県産業廃棄物埋立税条例 21 条に規定する帳簿等(搬入重量等が記載された帳簿) ・ 産業廃棄物埋立税の申告に係る書類、帳簿等(売掛台帳・請求書・領収書等) ・ 産業廃棄物が最終処分場に搬入されたことを示す書類(マニフェスト等) ・ 産業廃棄物の最終処分に係る委託契約 ・ その他調査に必要な別に求める書類等 <p>調査の結果産業廃棄物埋立税が適正に申告されなかった場合は更正又は決定が行われる。</p>
-------------	---

<p>税収の使途</p>	<p>3R の推進、適正処理、啓発活動の支援を基本とし、その他の循環型社会形成のための施策に活用する</p> <div style="margin-left: 40px;"> <pre> graph LR A[税収] --> B[基金] B --> C[3R の推進] B --> D[廃棄物の適正処理] B --> E[啓発活動の支援] B --> F[その他の循環型社会の形成] C --- C1[・新たなリサイクル技術の開発や施設への支援] C --- C2[・リサイクル産業の立地促進など] D --- D1[・廃棄物の適正処理対策推進] D --- D2[・不法投棄防止対策推進など] E --- E1[・廃棄物に関する意識啓発や環境教育・学習の推進] F --- F1[・上記 3 項目以外の循環型社会形成のための取組み] </pre> </div>
--------------	--

以下は、産業廃棄物埋立税のここ5年間の推移である。埋立量はほぼ60万t台で推移している。しかし、令和5年度は前年対比で約13%減少しており、同時に調定額も減少している。

【産業廃棄物埋立税調定額の推移】

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計額
調定額（千円）	650,421	602,197	632,170	630,110	553,766	3,068,664
対前年比（%）	109.3	92.6	105.0	99.7	87.9	-
埋立量（t）	650,421	602,197	632,170	630,110	553,766	3,068,664

2. 産業廃棄物抑制基金

県は、産廃税の導入とともに平成15年3月に「広島県産業廃棄物抑制基金条例」を制定した。また、「広島県産業廃棄物埋立税条例施行規則（以下「埋立税条例施行規則」という）」も平成15年4月より施行されている。

この基金は産業廃棄物埋立税を財源とし、産業廃棄物の適正な処理のために設けられた。

3. 基金の推移

産業廃棄物埋立税と基金過去10年間の推移である。徴税額の10年間の平均値は、582,758千円である。これに対する徴税费は21,691千円である。基金取崩額が増加した平成29年度から基金残高は減少している。基金の積立額平均値でも563,243千円と取崩額平均値662,146千円であり、差引額がマイナスになっている。基金残高はこのままでいくと約6年で枯渇する。

産業廃棄物埋立税及び基金の推移

(単位：千円)

年度	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年 (当初予算)
① 徴税額	543,019	520,291	487,565	507,757	596,840	650,421	602,197	632,170	630,110	657,207
② 徴税费	20,526	19,544	19,577	19,744	21,364	23,705	22,478	22,353	22,309	25,308
③ 基金運用益	2,609	2,289	2,443	120	252	192	240	333	57	50
④ その他収入	8,788	2,106	0	0	0	1,925	0	362	0	0
⑤ 積立額 (①-②+③+④)	533,891	505,141	470,431	488,133	575,727	628,832	579,960	610,512	607,858	631,949
⑥ 基金取崩額	417,585	316,539	344,824	607,500	678,222	885,697	709,490	837,786	728,391	1,095,429
⑦ 増減(⑤-⑥)	116,306	188,602	125,606	-119,367	-102,494	-256,864	-129,530	-227,274	-120,533	-463,480
基金残高	2,202,667	2,391,269	2,516,875	2,397,508	2,295,014	2,038,150	1,908,620	1,681,346	1,560,812	1,097,732

4. 課題・問題点（税務調査件数）

産業廃棄物埋立税の調査件数は0件である。

県厚生環境事務所に提出されているマニフェストの重量と申告書に記載されている申告書に記載された産業廃棄物の重量の確認を県厚生環境事務所に依頼し、重量に誤差が生じた場合のみ対応することとしている。税務課から県厚生環境事務所への問い合わせは行わ

れていなかった。

5. 指摘（税務調査について）

重量の誤差がなければよい訳ではなく、特別徴収義務者である最終処分場が排出事業者あるいは中間処理業者から産業廃棄物埋立税を徴収しているかどうかが重要である。

税務調査の権限があり、また手引きにおいて調査書類等の記載があるにも関わらず税務調査を行っていない。

最終処分場の排出事業者あるいは中間事業者への請求書に産業廃棄物埋立税の記載があるかどうか、預かった産業廃棄物埋立税を会計処理において、預り金処理を行い、正しく納税しているかどうかの調査が必要である。

6. 課題・問題点（消費税の取扱い）

産業廃棄物埋立税の消費税については、課税対象外である。ただし、特別徴収義務者が、産業廃棄物埋立税額を請求書や領収証等で明確にしていること、産業廃棄物埋立税を預り金又は立替金等の科目で処分料金と区分して経理していることが要件となる。

なお、中間処理業者が最終処分業者に払う産業廃棄物埋立税の相当額は、中間処理料金に上乗せされたものであり、中間処理料金の一部（請負契約金額等）で税ではないため、消費税の対象となる。

以下の図は、特別徴収義務者が請求を起こした際の処理の違いを表している。

産業廃棄物埋立税

①預り金処理を行う場合

請求書		
(株)△△御中		
広島県〇〇市…		
(株)×××		
産業廃棄物処分一式	1 t	100,000 円
消費税	10%	10,000 円
産業廃棄物埋立税	1,000円/t	1,000 円
合計額		111,000 円
請求金額		111,000 円

②預り金処理を行わない場合

請求書		
(株)△△御中		
広島県〇〇市…		
(株)×××		
産業廃棄物埋立税込の金額		
↓		
産業廃棄物処分一式	1 t	101,000 円
消費税	10%	10,100 円
合計額		111,100 円
請求金額		111,100 円

7. 指摘（消費税の取扱い）

前記の図より、最終処分場において、産業廃棄物埋立税を別建てせず、処分費に含まれる請求書を作成していると（②預り金を行わない場合）、産業廃棄物埋立税に相当する金額に消費税率 10%を乗じることとなり、特別徴収義務者への本来生じない消費税の税負担が起きる。

これについて、広島県産業廃棄物埋立税条例、埋立税条例施行規則、産業廃棄物埋立税の手引きにおいて消費税の取り扱いの記載がないこと、他県のような FAQ での消費税の取り扱いの項目の記載が無い。

県は特別徴収義務者である最終処分場に、産業廃棄物埋立税の趣旨、目的、税を預かる旨の理解を促し、請求書において産業廃棄物埋立税に消費税が課税されないように指導する必要がある。

8. 課題・問題点（搬入量について）

産業廃棄物埋立税は、産業廃棄物の埋立抑制を図るとともに、排出抑制、減量化、リサイクル、適正処理その他の循環型社会の形成に関する施策の推進を図ることを目的として、平成 15 年 4 月から 5 年間の時限措置として導入している。

県では、産業廃棄物埋立税が搬入量によって納税額が決定されるにもかかわらず、県厚生環境事務所に搬入量の確認を任せており、税務課からは搬入量に間違いがないかどうかの問い合わせを行うこともなく、搬入量が異なった時に連絡がくるという状態である。

9. 指摘（搬入量について）

産業廃棄物埋立税は法定外目的税であり、広島県が独自に課税する。

県厚生環境事務所に重量の確認を任せるなど、税の徴収に対して、問題であると考ええる。

税務課として県厚生環境事務所と協力体制をとることは理解できるが、現場に出てマネIFESTの確認を行い、正しい徴税を行う必要がある。

本来は税務課において、搬入量の確認を行い、正しく納税が行われているかの確認が必要であると考ええる。

10. 課題・問題点（申告書）

以下は産業廃棄物埋立税の第 4 号様式申告書である。

※ 特別徴収義務者(納税者)の氏名又は名称 [Redacted]		課税コード 01	課税区分番号 [Redacted]
受付所 広島県収受第[Redacted]号 -5.7.-7	特別徴収義務者の登録番号 納税者の登録番号	第[Redacted]号 第[Redacted]号	
令和[Redacted]年[Redacted]月[Redacted]日 広島県知事 様	特別徴収義務者(納税者)の住所(所在地)及び電話番号 フリガナ 特別徴収義務者(納税者)の氏名(名称及び代表者の氏名) 最終処分場の所在地及び電話番号 フリガナ 最終処分場の名称	[Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted] [Redacted]	(電話) (電話)

産業廃棄物埋立税 納入 申告書			
区分	令和5年4月分	令和5年5月分	令和5年6月分
① 月中における最終処分場への産業廃棄物の搬入量	8849.99	8608.75	10174.03
② 条例第4条第1号の規定によって課税免除される搬入量	.	.	.
③ 条例第4条第2号の規定によって課税免除される搬入量	.	.	.
④ 課税標準となる産業廃棄物の搬入量 ①-②-③	8849.99	8608.75	10174.03
⑤ 委託契約による最終処分場への産業廃棄物の搬入量	8849.99	8608.75	10174.03
⑥ 委託契約以外による最終処分場への産業廃棄物の搬入量 ④-⑤	.	.	.
⑦ この申告により申告納入すべき産業廃棄物埋立税額(④×1,000円/ト)	8849990	8608750	10174030
⑧ この申告により申告納付すべき産業廃棄物埋立税額(⑥×1,000円/ト)	.	.	.
申告期限	令和[Redacted]年[Redacted]月[Redacted]日	令和[Redacted]年[Redacted]月[Redacted]日	令和[Redacted]年[Redacted]月[Redacted]日
備考			

国登録士署名	(電話)
--------	------

- (注) 1 ※印欄は、記入しないでください。
 2 この申告書には、別表を添付して提出してください。
 3 「搬入量」の欄は、重量を記載することとし、重量について0.001トン未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。
 4 「税額」の欄は、円まで記載してください。
 5 税額は、実績月ごとに、別々の納付書により納付してください。
 6 申告書の提出期限後に申告納入(納付)されると延滞金のほか、不申告加算金が徴収されます。

(注)3において「「搬入量」の欄は重量を記載することとし、重量について0.001トン未満の端数がある時はその端数を切り捨ててください」とある。産業廃棄物埋立税の手引きにおいても、トン未満の重量については小数点以下4位以下の端数(1キログラム未満)は切り捨てるとされ、小数点以下第3位まで記載することが正しいが、上記申告書は小数点以下第2位までの記載しかない。

11. 指摘(申告書の記載)

埋立税条例施行規則4条によれば、産業廃棄物搬入量の数値は、小数点以下第3位までの数値を求めていると考えられ、上記申告書では小数点以下第2位までの重量になっている。他の特別徴収義務者の申告書においては、小数点以下第3位までの記載がある申告書もあり、上記の特別徴収義務者に対して、果たしてその搬入量が正しいかどうかの調査等を行っていない。

搬入量が産業廃棄物埋立税の納める税額の計算基礎になる以上、小数点以下第3位までの記載がないことの問い合わせ等行うべきである。

12. 課題・問題点(課税標準額)

以下は県厚生環境事務所との照合表である。

【令和5年度 受入量まとめ(埋立処分)(内訳あり)】

氏名又は法人名称	①処分量(kg) (税務課)	②受入量(t) (実績報告)	実績報告書内訳					参考			
			廃プラスチック類(t)	金属くず(t)	ガラスくず等(t)	がれき類(t)	建設混合廃棄物(t)	石綿含産廃棄物(t)	混合廃棄物/合計(%)	①-②(t)	①-②(kg)
イ社	59,470,535	59,469.755	38,797.3		19,477.8	1,194.6			-	1	780
ロ社	38,276,766	36,449.844	19,341.3	67.8	4,254.3	3,531.4	8,877.0	378.1	24.4	1,827	1,826,882
ハ社	36,483,223	36,485.673	6,161.4		1,053.6	27,286.4		1,984.3	-	-2	-2,450
ニ社	35,141,001	35,140.974	25,691.4		2,142.4	2,672.3	3,746.0	888.9	10.7	0	27
ホ社	7,238,650	7,238.650	2,938.7		605.6	3,510.4		183.9	-	0	0

※ロ社の1,827tの差が生じた要因

産廃埋立税の申告数量(処分量)は実際に現地で計量した数値であるが、産廃処理実績報告量は、マニフェストをベースに事業者が算出していることから、マニフェストの記載単位にはm3とtが混在している。m3については換算係数により重量(t)に換算した理論数値となっているため、差異が生じている。

次の資料は、産業廃棄物の搬入量が記載されたマニフェストの一部である。下記マニフェストの数量の欄がm³単位となっている。

手引きにおいては産業廃棄物の重量の計測が困難な場合に限り、規則で定める換価係数を用いて要量を重量に換算して得た重量を課税標準として用いることができる(規則 6 条 1 項)としている。

- 産業廃棄物の重量の計測が困難な場合に限り、規則で定める換算係数を用いて容量を重量に換算して得た重量を課税標準として用いることができます。(規則第 6 条第 1 項)

<計算例> 木くず 5 m³が最終処分場に搬入された場合の換算して得た重量

$$5 \text{ m}^3 \times 0.55 = 2.75 \text{ t} \leftarrow \text{換算して得た重量}$$

↑
規則第 6 条の表の換算係数

※種類ごとの容量を計測できない産業廃棄物にあたっては、その主たる産業廃棄物の種類により換算することができます。なお、この換算係数はあくまで、税額計算のためにのみ用いるものです。

(産業廃棄物埋立税の手引き P14 より)

【埋立税条例施行規則 6 条】

番号	産業廃棄物の種類	換算計数
1	燃え殻	1.14
2	汚泥	1.10
3	廃油	0.90
4	廃プラスチック類	0.35
5	紙くず	0.30
6	木くず	0.55
7	繊維くず	0.12
8	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
9	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下この表において「廃棄物処理法施行令」という。）第二条第四号の二に掲げる産業廃棄物	1.00
10	ゴムくず	0.52
11	金属くず	1.13
12	廃棄物処理法施行令第二条第七号に掲げる産業廃棄物	1.00
13	鋳さい	1.93
14	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
15	動物のふん尿	1.00
16	動物の死体	1.00
17	廃棄物処理法施行令第二条第十二号に掲げる産業廃棄物	1.26
18	廃棄物処理法施行令第二条第十三号に掲げる産業廃棄物	1.00

以下は申告書第4号様式・別表である。

※ 特別徴収義務者(納税者)の氏名又は名称		課税コード	課税票番号			
[Redacted Name]		01	[Redacted Number]			
課税標準に関する明細書 (令和05年04月分)						
区分	重量による搬入		容量による搬入			合計
	産業廃棄物の種類	重量(A) (t)	産業廃棄物の種類	容量(A) (m)	換算係数 (B)	
課税標準となる搬入	委託契約による最終処分場への搬入	燃 灰 766.54 メッキ汚泥 15.62 その他汚泥 1,029.15 ガラスくず 0 陶磁器くず 0 鋳 造 3,182.95 が れ き 類 1,544.58 ば い じ ん 2,447.62 建 設 23.12				
	委託契約以外による最終処分場への搬入	2,249.97				申告書の④欄に記載 6,449.97
						申告書の④欄に記載

以上のことから、規則6条1項による換算係数を使用して搬入量が算定されているかどうかの確認が申告書の別表において確認できない。上記申告書内「重量による搬入」の重量内で換算計数の使用があったかどうかを確認できない。

また、上記の受入量のまとめの表の中のロ社のようにマニフェストの記載単位にm³とtが混在して、1,827tの誤差が生じていても税務課の処分量が正しいかどうかの確認ができない。

13. 指摘（課税標準額の確認）

換算係数を使用できるのは産業廃棄物の重量の計測が困難な場合に限定されている。

上記、受入量のまとめの表のロ社のように、受け入れ量(t)の実績報告がある場合には、換算係数を使用することはできない。

申告書の第4号様式・別表の課税標準となる搬入の重量や容量は、税額の算定基礎になる数字であるから、特別徴収義務者のマニフェストにおいて容量の記載があるかどうかの確認を行うべきである。換算係数は税額計算のためにのみ用いるものであるから、県厚生環境事務所に提出される搬入容量とは当然差がでるため、税務課においては、調査等において、容量の合計の確認を行うべきである。

第31 徴収事務について

1. 概要

(1) 法令根拠

納税者が納期限までに完納しない場合、国税では、国税通則法にて督促という手続きが規定されている。国税では国税通則法で各税目の統一的な取扱いが整備されており、国税通則法においては、納税者が申告納税方式による納付又は納税告知書により通知された納付の納期限までに完納しない場合には、税務署長は督促状により督促をしなければならない（通則法第 37 条）。督促状は、国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、その国税の納期限から五十日以内に発するものとされている。

また、上記督促後一定期日が経過してもなお完納されない等の場合は、国税徴収法その他の法律の規程により「滞納処分」を行うこととされている（通則法第 40 条）。

地方税の場合、督促の手続きについては、地方税法にて、各税目別の条文で規定されており、納期限後二十日以内に督促状を発しなければならない（地方税法第 66 条 1 項他）とされている。なお、特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で第一項に規定する期間と異なる期間を定めることができるとされている（地方税法第 66 条 3 項他）。また、督促後一定期間経過後に実施する差押えについても地方税法で規定されている（地方税法第 68 条他）。

上記督促後一定期日が経過してもなお完納されない等の場合は、地方税法に別段の定めがある場合を除き、国税徴収法その他の法律の規程により「滞納処分」を行うこととされている（地方税法第 68 条第 6 項他）。

2. 広島県の徴収事務手続きの実績

令和 5 年度末の調定額は 3,276 億 50 百万円、収入額は 3,235 億 36 百万円、収入率は 98.7% で前年度より 0.1 ポイント減少した。

また、収入未済額は 37 億 32 百万円で前年度 39 億 13 百万円に対し 95.4%（1 億 80 百万円の減）となった。一方で、不納欠損処分量は 3 億 82 百万円で前年度 3 億 40 百万円に対し 112.4%（42 百万円の増）となった。

税目別収入率等

(単位：千円,%)

税目	調定額	収入額	収入率
個人県民税	92,981,864	90,716,964	97.6%
法人県民税	8,813,257	8,762,236	99.4%
県民利子税	333,123	333,123	100.0%
個人事業税	4,346,152	4,204,999	96.8%
法人事業税	98,901,742	98,593,429	99.7%
地方消費税譲渡割	39,627,338	39,627,338	100.0%
地方消費税貨物割	10,792,990	10,792,990	100.0%
不動産取得税	8,170,745	7,524,048	92.1%
県たばこ税	3,082,523	3,082,523	100.0%
ゴルフ場利用税	762,479	762,410	100.0%
軽油引取税	22,977,795	22,408,759	97.5%
自動車税	36,130,935	36,017,588	99.7%
鉦区税	4,381	4,381	100.0%
旧法自動車税	145,436	126,672	87.0%
普通税	327,070,766	322,957,466	
狩猟税	25,032	25,000	99.9%
産業廃棄物埋立税	553,765	553,765	100.0%
目的税	578,798	578,765	
総計	327,649,564	323,536,232	98.7%

税目別収入状況

(単位：千円)

税目	収入				不納欠損処分	収入未済
	期限内収入	納期限後差押前 収入	差押後公売前 収入	公売収入		
個人県民税	89,985,347	731,616	-	-	284,467	1,980,432
法人県民税	8,565,990	189,303	2,999	3,942	11,021	39,999
県民利子税	333,045	78	-	-	-	-
個人事業税	3,746,917	434,518	7,170	16,392	10,737	130,415
法人事業税	97,356,492	1,219,661	13,865	3,410	56,087	252,226
地方消費税譲渡割	39,627,338	-	-	-	-	-
地方消費税貨物割	10,792,990	-	-	-	-	-
不動産取得税	7,064,085	447,395	3,679	8,887	4,842	641,855
県たばこ税	3,082,323	199	-	-	-	-
ゴルフ場利用税	695,241	67,169	-	-	-	68
軽油引取税	14,439,036	7,968,898	755	69	-	569,036
自動車税	32,130,191	3,857,423	8,591	21,382	1,946	111,401
鉦区税	4,381	-	-	-	-	-
旧法自動車税	125,690	466	283	231	12,458	6,304
普通税	307,949,073	14,916,731	37,345	54,315	381,558	3,731,740
狩猟税	25,000	-	-	-	-	32
産業廃棄物埋立税	553,068	697	-	-	-	-
目的税	578,068	697	0	0	0	32
総計	308,527,141	14,917,429	37,345	54,315	381,558	3,731,772

3. 徴収事務に係る計画

県では毎年度開始頃に県税事務運営方針及び実施要綱を策定し、実施要綱に従い各税目や事務区分にて計画書を作成している。令和5年度の徴収事務においても、各県税事務所

(分室)において、具体的な計画書を作成し、計画に沿って滞納整理を実施することとしている。

徴収事務にて作成される計画は、「滞納整理計画」として各事務所(分室)で策定され、滞納整理目標としては、例えば「全税目の現年度分収入未済額を前年度から3,500千円(5%相当)減額することを目指し、督促収入率の目標を90.1%とする」等掲げられる。また、進行管理や自動車税種別割などの業務区分ごとに各月の実施業務や具体的な取り組みが記載される。具体的な取り組みとしては、「効果的かつ効率的な催告により、積極的な滞納整理を早期に進め、昨年度より前倒して滞納処分を行う」などが掲げられる。

「滞納整理計画」については、次長が随時に進捗管理を行っており、定例会議等において月例報告や年間報告を行っている。

4. 課題・問題点(滞納整理目標について)

実施要綱では、各県税事務所(分室)において、具体的な計画書を作成し、計画に沿って滞納整理を実施するとしているが、具体的な取り組みについての記載は、「速やかに実施する」や「迅速かつ積極的に執行する」など、若干抽象的な計画となっている。

一方で、滞納整理目標としては、前年度末比で「5%収入未済を縮減」「督促収入率〇%にする」といった具体的な数値目標を掲げられており、収入未済額や収入率は、税目ごと、県税事務所ごと、担当者ごとに毎月タイムリーに算出されており、滞納整理計画で掲げた目標の達成度を頻繁に意識できるようになっており良好である。

ただし、収入未済や収入率のみでは、単純に滞納額が多いところから徴収できれば目標達成となるし、幾分相手次第な要素ともなってしまう。

5. 意見(目標設定について)

収入未済や収入率のみでは、単純に滞納額が多いところから徴収できれば目標達成となるし、幾分相手次第な要素ともなってしまうことから、別の視点での目標設定も検討してはどうか。

滞納者は時間の経過につれ財産が目減りすることも想定されるため、早期着手が肝心であり、短期的な目標設定が肝心であると考えます。

例えば、催告や差押、公売などの手続きごとの目標を各月やシーズンで設定し、件数だけでなく、督促から差押えまでどのくらいの期間で実施できたか期間的な目標設定も検討してはどうか。

6. 徴収事務手続きの実施

(1) 未納と督促

納付期限を過ぎても完納されていない者については、地方税法に従い督促状を書面で送付し、督促をしている。

督促の手続きは、自動車税種別割、法人二税、その他の税目の3パターンで業務をまとめている。以下に原則的な流れを示す。

督促（自動車税種別割）

自動車税種別割の場合、まず本庁税務システムグループが税務システムから自動車税種別割の督促対象者を一覧表として抽出し、各県税事務所へ送付する。

各県税事務所では、一定期間以内に窓口領収分や充当分などの収納情報を確認し、督促対象者一覧表からすでに納付済みの納税者を確認し、督促対象から除外する。

一定期間経過後、本庁税務システムグループから督促状の作成を外注している業者へ督促発付対象者の一覧データを提供する。

各県税事務所ではその後も収納情報を随時確認し、督促不要の納税者のリストである引抜リストを作成し、本庁税務課が指定する期限までに最終的な督促状発付者を確定し、督促状発付決議で課長まで決裁をとり、決議簿に記録する。

一方本庁税務課では、外注業者から督促状が納品された後、各県税事務所からの引抜リストの情報を確認して、最終発付者を確定させる。その後、期限になったら督促状を発送する流れとなっている。

督促（法人二税及びその他）

法人二税等の場合も、まず本庁税務システムグループが税務システムから督促対象者を一覧表として抽出し、各県税事務所へ送付する。

各県税事務所では、一定期間以内に窓口領収分や充当分などの収納情報を確認し、督促対象者一覧表からすでに納付済みの納税者を確認し、督促対象から除外する。

法人二税等では、督促状の作成は外注せず、原則として本庁税務課にて作成し発付される。

各県税事務所では、本庁税務課が督促状を発付する期日までの間に収納情報を随時確認し、督促不要の納税者のリストである引抜リストを作成し、本庁税務課に伝える。また、本庁税務課が指定する期限までに最終的な督促状発付者を確定し、督促状発付決議で課長まで決裁をとり、決議簿に記録する。

一方本庁税務課では、各県税事務所からの引抜リストの情報をもとに最終的な督促発付先を確定し、一定期日が来たら督促状を発送する流れとなっている。

7. 課題・問題点（督促発付決議の結果通知について）

各県税事務所では、最終的な督促状発付者を確定させ、督促状発付決議として課長決裁をとる流れとなっているが、その決議の結果を本庁税務課に伝えることはしていない。ただし、

各県税事務所では、本庁税務課の発送期日を把握しており、発送までには同決議を完了させている。

一方の本庁税務課では引き抜き後一定期日及び時刻になったら、県税事務所での決議結果などは特に確認せず、督促状を発送している。

8. 指摘（督促発付決議の結果を受けてから発付すべき）

各県税事務所では督促状発付決議の結果を本庁税務課に伝えていない。一方、本庁税務課では一定期日及び時刻になったら、県税事務所での決議結果などは特に確認せず、督促状を発送している。

現状、各県税事務所での発付決議は発付をするか否かには特に影響しておらず、形骸化している。

本庁税務課では、一定期日になったら自動的に発付するという流れではなく、各県税事務所の督促発付決議にて承認された後に、発付ができることとすべきである。

9. 課題・問題点（納期限から督促までの期間について）

地方税法において、「納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。」（第 177 条の 19 ほか）と規定されている。

令和 5 年度自動車税種別割の定期賦課分の納期限は令和 5 年 5 月 31 日であり、広島県西部での督促状発付決議に記載されていた発付日は令和 5 年 7 月 10 日と約 40 日後であった。

法人二税の令和 5 年 5 月 31 日納期限のものについても、同事務所での発付日は令和 6 年 6 月 26 日と 20 日を超えており、別の月末納期限のものでも、おおむね同じ程度発付まで時間がかかっている。

また、「特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。」とあるが、広島県では特に異なる期間の定めはない。

10. 指摘（納期限から督促までの期間の是正）

地方税法において、「納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。」と規定されているが、令和 5 年度の自動車税種別割の定期賦課分や法人二税では、法定期限内での発付となっていないことが常態化している。

この点、県では、当法は訓示規定であり特に問題はないとの認識であった。確かに地方税法で定めた当該期限については訓示規定と解する旨の判例もあり、その効力には問題はない。しかし、法令で期限の定めがある限り、訓示規定であるとはいえ、その期限を守らなくてもよいことにはならない。

また、同条 2 項では「特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で前項に規

定する期間と異なる期間を定めることができる。」とあり、期限延長を図る措置もとられているのであるから、なおさら法定期限の厳守が求められているものと解する。なお、広島県では特に異なる期間を定めた条例はない。

地方税法の法定期限を守れていない現状は是正されなければならないが、実際には、各県税事務所でも督促対象者のチェックや引抜情報の把握は、限られた時間内で完結できるよう真摯に取り組んでいる。また自動車税種別割の場合、定期賦課分だけで 3 万件近くを処理しなければならず、納期限後 20 日以内という期限を守るのは困難な状況であると思われる。であれば、地方税法第 177 条の 19 第 2 項に規定される「異なる期間」を定め、期限が遵守されるよう法整備を検討すべきである。

11. 滞納者の把握

県では、督促を行ってもなお未納付の納税者を滞納者として滞納処分を行う対象として把握している。滞納処分は滞納整理班が実務を担い、納税者単位ですべての税目が集約され管理されている。

年度当初や新規滞納発生時等に担当者分の滞納者データを作成し、件数・滞納額等を把握する。収入、減額等により未納額が異動した場合は、管理しているデータを整理している。納付方法により納付状況が税務システムに反映されるまでのタイムラグは異なっており、概ね以下のとおりである。

窓口納付 (el-QR) : 3 営業日後

窓口納付 (el-QR 以外) : 3 営業日から 10 営業日後

コンビニ納付 : 3~4 営業日後

MPN 納付 : 5~6 営業日後

共通納税 (電子申告納付・クレジット納付以外) : 5~6 営業日後

共通納税 (電子申告納付・クレジット納付) : 2 週間~1 月後※

※共通納税 (電子申告納付・クレジット納付) については令和 6 年 10 月以降は速報により消し込む対応を行い、3 営業日後には反映している。

なお、個人県民税については、税務システムで管理しておらず、滞納者情報管理簿で市町村からの情報及び直接徴収した情報を管理している。

12. 催告

各県税事務所の滞納整理班共通の目安として、督促後 2 週間は自主的な納付や分割納付の申請等何かしらの連絡が来る可能性から様子見を行い、特に納付や連絡がない滞納者に対しては、これまでの折衝状況を担当者ベースで勘案し、催告を実施している。

なお、自動車税種別割については、件数が多いことから滞納者すべてに対し一斉に催告をしている。自動車税種別割の納期限は 5 月末であり、一斉催告の時期は、8 月、10 月、11

月、2月である。

催告書には納付指定期日を記載し、指定期日以後も未納の場合、差押え等具体的な滞納処分へと進むこととなる。

なお、催告書には税務システムで自動計算された確定延滞金納付書や延滞金催告文書も添付される。

13. 財産調査

督促後も未納の状況が続き滞納者として把握された場合、その時から滞納者の財産を調査していく。

調査内容としては、滞納者の所在を住民基本台帳ネットワーク等で調査する。また滞納者が保有する財産について、例えば預金の場合は各金融機関に照会をかけて預金残高や動きを把握していく。預金の動きから滞納者に対する債務者が把握できることもある。また不動産は、登記情報や市町村の資産台帳を確認し把握していく。給与等についても市町村に確認をとり勤務先を把握していく。

財産状況によっては、滞納者の所在場所へ直接臨場して調査を行うこともある。臨場して財産調査を実施している中で、徴税吏員の判断により即差押えに移行する場合もある。

財産調査の内容については随時税務システムに滞納者情報として集積されていく。

14. 差押え

滞納者の所在及び財産を把握した後、差押え財産となりうる財産があれば差押えの処分を行う。差押えを実行する場合、税務システムから差押対象財産ごとの差押調書や差押通知書を作成し差押え実行の課長決裁をとり、県税滞納処分決議書に記録される。

差押実行時には、第三債務者に差押通知書、滞納者へ差押調書謄本を送付する。差押財産によっては、公的機関への登録を要するものがあり、その場合、登録機関へ差押調書(謄本)及び登録嘱託書を交付する。その後差押えが実行される。

地方税法では、督促から10日以内に完納されないときは、差押えをしなければならないとされており(地方税法68条1項他)、県では差押対象財産が把握できれば積極的に差押えを実行している。

15. 課題・問題点(県税滞納処分決議書への不要な記載)

西部の自動車の差押えをした案件について、差押実行の決議をとった際の県税滞納処分決議書において、未だ差押えを解除していないにもかかわらず、完納につき差押を解除し差押解除通知書を登録機関に交付する旨の記載がなされていた。

これについて、記載の経緯を確認したところ、担当者が後日実際に差押え解除となるであ

ろうという予測で、あらかじめ決議書の様式に印字をして打ち出したためであるとのことであった。ちなみに、差押えは令和5年8月4日に実行され、当該事情の確認時点（令和6年11月）においても、まだ差押え解除はされていない状況である。

こうした不要な記載があるために、担当者以外の者が当該決議書を見ると、実際にどこまで完了しているのか分からない。

16. 指摘（県税滞納処分決議書への不要な記載）

差押実行の決議をとった際の県税滞納処分決議書において、未だ差押えを解除していないにもかかわらず、差押解除通知書を登録機関に交付する旨の記載がなされていた。

担当者が後日実際に差押え解除となるであろうという予測で、あらかじめ決議書の様式に印字をして打ち出したためであるとのことであった。

こうした不要な記載があるために、担当者以外の者が当該決議書を見ると、実際にどこまで完了しているのか分からない。

担当者が十分な引継ぎがなく交代することも想定されることから、上記のような不明瞭な決議書は是正されるべきであり、不要な記載は行わないようにしなければならない。

17. 参加差押え

差押対象財産について、既に別の機関が差押えを行っている場合、参加差押という処置を実行する。

滞納者の財産を把握した結果、例えば不動産の場合は登記簿を、自動車の場合は登録事項証明書を確認して、そこで差押えがすでになされていることを把握する。その後、財産ごとの参加差押調書や参加差押通知書を税務システムから作成し、差押え財産となりうる財産があれば差押えの処分を行う。差押えを実行する場合、税務システムから差押対象財産ごとの差押調書や差押通知書を作成し、課長決裁で実行を決議する。

先行差押機関、滞納者、質権者、権利者等に参加差押通知書や参加差押調書を送付する。

18. 交付要求

滞納者が破産等の強制換価手続を執行された場合、執行機関等に対し交付要求を行い配当を受ける手続きを実行する。

具体的には、強制換価手続きの執行者である裁判所や破産管財人から破産手続開始等の通知を受け取り、強制換価手続きの執行開始を確認したら執行機関への交付要求の実行について総括管理監又は課長までの決裁を経て、交付要求書及び交付要求通知書を、執行機関、滞納者及び債権者や質権者等へ送付する。

19. 課題・問題点（不動産強制競売の取り下げと滞納処分完結について）

西部の交付要求事案のうち、広島地方裁判所が執行機関であるものについて、令和5年4月19日に広島地方裁判所に対し交付要求を実施した。

その後、令和5年5月17日に債務者（滞納者）が強制競売の取り下げを行った。（交付要求は、その交付要求を受けた執行機関の滞納処分又は強制執行（担保権の実行としての競売を含む。以下同じ。）の手續が解除され、又は取り消された場合には、その効力を失う。（国税徴収法基本通達第82条関係8項1号）

滞納整理班では滞納処分ごとに調書を作成し、滞納処分の開始から完結等までの履歴をたどることができるが、当事案では債務者の取下年月日から約1年後の令和6年4月18日に交付要求の手續きを完結している。

既に交付要求の効力を失っているにもかかわらず、長期間手續きが完結していない理由を確認したところ、裁判所への事案の状況を照会していなかったためであった。

裁判所からは、強制競売が取り下げられた場合、交付要求者に対し、取り下げられた旨の通知など、何も届かないようであり、西部では、担当者が定期的に裁判所に照会を行い、現状を追いかけているとのことであった。

20. 指摘（交付要求の現状を定期的に確認すること）

強制競売が取り下げられた場合、裁判所からは交付要求者に対し、取り下げられた旨の通知など、何も届かないため、県担当者が定期的に裁判所に照会を行い、現状を確認している。

この点、確認が担当者任せでは、状況の把握が遅れ、納税者の財産状況の変化を見逃してしまう恐れがある。

交付要求を行っているのであるから、該当する事案が取り下げられた場合など、重要な状況変化については、裁判所と連携し、情報共有を図るのが自然であるように思う。裁判所に対し、通知を行うよう要求してはどうか。

仮に裁判所から何らの通知も来ないのであれば、確認の頻度を上げて滞納者の変化を見逃さないようにするほかない。例えば、各県税事務所が抱えている裁判所への照会が必要な事案を、毎月一斉照会をかけて裁判所から情報を確実に得るようにしてはどうか。

21. 課題・問題点（交付要求書の交付の遅滞）

交付要求書は、執行機関だけでなく、滞納者（国税徴収法第82条第2項）及び質権者等（同法第82条第3項）へ交付する必要がある。西部の交付要求事案のうち、令和6年3月7日に執行機関及び滞納者に対し交付要求をした担保不動産競売事件について、権利者へは令和6年5月31日に交付をしているものがあつた。

2か月以上遅延した理由としては、権利者の確認を失念していたためであった。

22. 意見（交付要求書の交付の遅滞）

西部の交付要求事案のうち、権利者への交付についての確認を失念しており、交付が遅れたものがあった。

交付漏れには十分注意すべきである。

23. 公売・換価

差押え又は参加差押えをした財産について、滞納者へ公売予告通知書を送付し、差押えている財産を換価する。

差押えや他機関からの交付要求等の状況が記録された差押調査に、換価のための公売手続き開始と滞納者への通知について記載し、総括管理監又は課長の承認を受ける。

その後滞納者へ公売予告通知書を発送すると同時に、公売スケジュールや見積価格の決定などを実施し、公売を開始する。

公売開始時には滞納者へ公売通知書等を、債権者及び交付要求機関へ公売通知書兼債権申立催告書等を送付し、債権現在額申立書にて回答を受領する。

公売は、官公庁のオークションサイトにて行い、落札されると売却決定通知書等を作成し、落札者及び滞納者へ送付する。落札者から買受代金が納付され、物件引き渡し後、税務システムから配当計算書が作成され、総括管理監又は課長の承認を受ける。配当計算書をもとに、県の滞納処分費及び滞納税額への納付として充当され、残余金については、滞納者、質権者等、交付要求機関へ交付され、領収証書等を受け取る。

24. 搜索

納税交渉や財産調査を進めてきた滞納事案が行き詰まった場合、搜索を実施する。金融機関への預金や登記されている資産などが無い場合、現金や債権など他の財産の存在の有無を確認するため、滞納者の家宅や経営店舗などに担当者が赴き、財産を搜索する。

搜索実施前に搜索実施案を作成し、総括管理監又は課長の承認後、滞納者へ搜索を宣言し搜索を開始するのが原則的な流れだが、搜索は事前の準備なしに現場において徴税吏員の判断で実施可能であり、事前の決裁がない場合もある。

また、搜索時に徴税吏員の判断で差押えの執行に移行する場合もある。

搜索で得られた情報はすべて税務トータルシステムへ滞納者ごとに入力され、蓄積される。

25. 徴収猶予

地方税法第15条では、納税者等がその財産につき、震災、風水害等の災害や盗難にかかったときや、納税者等が病気にかかり又は負傷したときなどの特定の事実があり、納付がで

きない場合に、1年以内の期間に限りその徴収を猶予することができる」とされている。

県では、滞納者より徴収猶予の申請があった場合に、申請書の内容を審査し、徴収猶予の承認・不承認を決定し、その結果を滞納者へ送付する。徴収猶予申請書には猶予するに足る事実の詳細が記載されており、例えば横領案件などの場合、警察に照会をかけて事実確認を行う。また、財産収支状況書を添付させ、総合的に納税者の納付能力を調査したうえで、承認か不承認かを判断している。

猶予期間終期前に猶予期間延長の可否を滞納者に確認し、延長を希望する場合は、上記の流れと同様に延長申請を行い、その結果承認であれば、徴収猶予期間が延長される。

26. 換価猶予

地方税法第15条の5では、滞納者が、その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき、又はその財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比して、滞納に係る地方団体の徴収金及び最近において納付すべきこととなる国税の徴収上有利であるときで、その者が納税について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付すべき地方団体の徴収金につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる、とされている。

換価猶予についても、県では、滞納者より申請があった場合に、換価の申請書の内容を審査し、徴収猶予の承認・不承認を決定し、その結果を滞納者へ送付する。

換価の猶予申請書には一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細が記載され、納付計画が記載されている債務確認書兼納税誓約書が提出される。また、収支の明細書や財産目録等を提供させるとともに、例えば預金残高のわかる通帳の写しや決算書、国税への提出書類、給与明細など収支及び財産状況の裏付けとなる資料を確認したうえで、総合的に納税者の納付能力を評価し、承認か不承認かを判断している。

27. 課題・問題点（猶予決議書と猶予通知書との金額の相違について）

換価の猶予の承認審査結果は、猶予決議書で文書化され承認印が押印され記録される。猶予決議書には納付（又は納入）すべき徴収金、猶予の理由、猶予期間、納付（納入）の方法、納付（納入）計画、担保の提供、担保の種類、供託書の正本等の提供年月日、供託の場所といった項目が記載されている。その後滞納者に対し猶予通知書を送付する。猶予通知書には、猶予決議書と上記と同一の項目・内容が記載されている。

しかし、確認した資料のうち、猶予決議書と猶予通知書とで納付（納入）計画に記載されている金額が相違しているものがあった。

当該案件では、猶予決議書の令和6年9月15日納期限の金額は66,200円であったのに対し、猶予通知書では同金額は1,041,200円となっていた。滞納者へは猶予通知書が送付されている。

なお、県担当者曰く、当該事案は猶予決議書の納付（納入）計画のとおり納付され、完納されている、とのことである。

28. 指摘（猶予決議書と猶予通知書との金額の相違について）

猶予通知書には、猶予決議書と同一の項目・内容が記載されているべきであるが、確認した資料のうち、猶予決議書と猶予通知書とで納付（納入）計画に記載されている金額が相違しているものがあつた。

猶予決議書で決議された内容ではないものを、猶予通知書として滞納者へ送付できるのであれば、決議自体を無視することが可能ということであり問題である。

承認審査決議に加え、送付内容の確認・承認の手続きを追加するなど誤った通知がなされることのないよう体制を整える必要がある。

29. 滞納処分の停止

地方税法第 15 条の 7 では、地方団体の長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- 一 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- 二 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- 三 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

とされている。

県では、滞納者の状況を把握し、上記各号の執行停止要件に該当するか否かを確認し、要件に該当する場合は、納付能力調査書に取りまとめ、税務システム上で執行停止の仮入力を行う。その後、滞納処分の停止決議書にて総括管理監又は課長決裁をとり、滞納処分停止通知書を滞納者へ送付する。その後、税務システム上で正式に執行停止の本登録をするとともに、滞納処分停止整理簿に記録し保管される。

執行停止となる上記要件のうち、1号2号については、滞納者と接触して財産状況等を十分に吟味した後に執行停止の判断を行うことができるが、3号については、滞納者が所在不明の場合であり、例えば外国籍の滞納者が国外へ転居した場合や法人が清算した場合などは執行停止の判断も比較的容易だが、そうでなく単に居所が不明な場合などは執行停止とするか否か慎重な判断が必要である。

30. 課題・問題点（所在不明滞納者の調査とマイナンバー活用について）

地方税法第 15 条の 7 第 3 号（滞納者の所在及び財産がともに不明である場合）の執行停止について、県が滞納者の情報を取得する際は、住民票、戸籍、登記簿等の公的登録情報や金融機関等の金融商品関連情報がメインとなっているが、各取得先がバラバラなため手間

がかかるし、それ以上の情報を取得するのは困難な場合がある。また税情報の秘密は、たとえ滞納者の親族であっても、原則漏らすことはできないため、守秘義務も滞納者本人の追跡の1つの障害となっている。

個人に紐づく情報としては、平成27年10月以降「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「マイナンバー法」という）により、個人に個人番号（以下「マイナンバー」という）が指定され、平成28年1月から行政手続においてマイナンバーの利用が開始されている。この点、県では現在、滞納者を追跡する際にマイナンバーは利用していない。

31. 意見（滞納者の追跡とマイナンバーの活用について）

県が滞納者の情報を収集する過程において、マイナンバーを利用していない。

この点、マイナンバー法第9条では、別表の各項の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者は、同表の当該各項の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができるとし、別表第24の項で、都道府県知事が、地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律による地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税、森林環境税若しくは特別法人事業税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるものが列挙されている。

ここでいう主務省令で定めるものとは、地方税法その他の地方税に関する法律などの課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とされている（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」）。

上記のとおり、マイナンバー法では地方税法の督促や滞納処分その他調査にて、必要な限度でマイナンバーを利用することができるため、滞納者の調査、少なくとも所在不明の滞納者に対して、今後はマイナンバーを活用してはどうか。

第32 審査請求・訴訟等について

1. 審査請求の概要

税務に関する県の処分に対して不服がある場合に、審査請求の形で不服申し立てを行うことが出来る（行政不服審査法2条）。審査請求によって行政処分が不適法な場合には、当該処分の取消又は変更されることにより請求人の権利が回復されることになるのであるから、迅速に手続が進められることが重要である。

2. 課題・問題点（審査請求における審理期間について）

令和6年7月1日時点で、税務に関する県の処分に対して審査請求がなされたものの裁決されず係属中のものが5件ある。この5件について、審査請求日から2年以上を経過しているものが2件あり、2件とも行政不服審査会へ諮問した後も1年以上が経過している。

また、令和2年4月から令和6年8月までの間に、審査請求の申請があった事案のうち、裁決に至った事案としては1件あるが、同事案についても審査請求から裁決に至るまで約2年3か月を要している。

審査請求において、個々に様々な事案があり、その審理に自然と時間を要し長期にわたる場合も多分に存在すると思われるものの、裁決まで2年以上の時間を要することは迅速な手続とは言い難い。

以上の通り、税務に関する県の処分に対して審査請求された事案について、手続が迅速に進められていないとの懸念がある。

3. 意見（標準審理期間の設定と公表）

行政不服審査法は、平成28年4月1日に施行され、同法16条において、審査請求から裁決に至るまでの標準審理期間を定める様に努めることが規定され、定めた場合には公にすることが義務付けられている。

県では、同法16条に基づく審査請求の標準審理期間が策定されていないところ、同条が努力義務規定であることから、標準審理期間が策定されていないことが違法性を帯びるものではない。

しかしながら、審査請求が、行政処分が不適法であった場合には請求人の権利を救済するとの性質を有する以上、速やかに審理される必要があり、直近に裁決された事件及び係属中の事件をみても、いずれも審査請求から裁決に至るまで2年を超えていることは、迅速に審理されているものとは必ずしも評価できない。

そこで、県において、標準審理期間を定めることによって、審査請求人の手続に対する予測可能性もより高まるものと考えられる。

よって、県は、行政不服審査法16条に基づき、標準審理期間を設定し、かつ公にすべき

である。

なお、鳥取県は、審査請求事務に係る標準処理期間を5か月と定めてホームページ上でも公開し⁴⁶、また広島市は、広島市行政不服審査会へ諮問する場合には11か月、同審査会へ諮問しない場合には8か月として標準審理期間を広島市のホームページ⁴⁷上に公表していることは参考になる。

4. 訴訟の概要

県では、税務訴訟等の対応に際して、税理士や公認会計士等の専門家への相談実績がない。その理由として、県行政不服審査会において税理士が審議に参加していることが挙げられているが、同審査会は審査請求手続における関与に留まるもので、職務上、税務に対応している税理士や公認会計士等の専門家の関与が求められることが一般に考えられる。

5. 課題・問題点（訴訟における税務専門家の関与について）

訴訟において、県が弁護士に委任するとともに県の税務課職員が県の指定代理人に任命されている。そうだとすると、税務のより専門的な観点からの訴訟遂行に対する意見が必要な場合も想定されるのであり、税理士や公認会計士等の税務の専門家からの意見を聴取する機会がないことは、かえって県の利益を損なう恐れが考えられる。

6. 意見（税理士等の税務専門家の訴訟関与の検討）

税理士法2条の2は「税理士は、租税に関する事項について、裁判所において、補佐人とともに、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる。」と規定されている通り、税理士が裁判所に出頭した上で裁判に関与することも法律上、認められている。

行政不服審査会における税理士の関与に留まらず、訴訟の場合にも県税に精通した税理士や公認会計士等への相談あるいは訴訟補佐人の任命も検討されるべきである。

7. 犯則調査

(1) 概要

地方税法上の調査を通じて、犯罪の成立が見込まれる場合に地方税法に基づいて犯則調査を行う。調査を実施する対象は、特に悪質な犯則疑い者又は参考人で任意調査による適正課税が不能と認められる者で、高額な脱税の疑いがあると思料される者などの一定の場合を対象とする。

⁴⁶ <https://www.pref.tottori.lg.jp/280292.htm>

⁴⁷ <https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/6/612.html>

県において、令和元年度から令和6年度までの5年間における犯則調査事件はなかった。

8. 課題・問題点（県税犯則取締事務要綱の改訂について）

県が、令和元年度～令和5年度までの直近5年間において犯則調査を実施した事件はなかった。このことは、特に悪質な犯則嫌疑者等がいなかったためとも考えられるが、一方で犯則調査が必要となった場合には、速やかに調査を開始する必要は常に存在する。

また、県では犯則調査の際の事務処理のために、「県税犯則取締事務要綱」が存在し、同要綱によって犯則調査を開始することが原則とされている。もっとも、同要綱は平成16年3月に策定されて以後、一度も改訂されていない。そのため、同要綱で根拠規定として引用される国税犯則取締法が既に廃止され、また地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律により、地方税犯則調査手続についても見直され平成30年4月1日から新たに施行されているなど、法改正に対応した要綱となっていない。

そこで、県税の犯則調査を開始するにあたって、平成16年3月策定の「県税犯則取締事務要綱」は、犯則調査を開始するにあたって引用法令も廃止される等しており、その犯則調査事務のための参考にならない点で問題である。

9. 意見（県税犯則取締のための事務要綱等の改訂の必要）

県では、近年、犯則調査事件が全く発生しないことから「県税犯則取締事務要綱」の改訂の必要性の乏しさとともに、地方税共同機構刊行の「軽油引取税調査ハンドブック」が数年毎に改訂され（最新版は令和3年）、内容も充実しており「県税犯則取締事務要綱」の代用として十分参照が可能として、同要綱の改訂は予定されていない。

しかし、犯則調査の対象事案は、軽油引取税だけではないのであるから、地方税共同機構刊行のハンドブックが軽油引取税調査のみに限定していることからすれば、県税の全ての犯則調査に対応される「県税犯則取締事務要綱」の改訂は必要である。

また、要綱が存在しないことで犯則調査自体に対する消極的な対応に繋がるとも限らず、また要綱の改訂作業を通じて、犯則調査の開始に向けた県における具体的な手続きを確認することや犯則調査のための研修資料としても有用とも考えられる。

よって、犯則調査の開始が速やかに行うことが出来る体制を整えるべく、地方税共同機構刊行の「軽油引取税調査ハンドブック」を参考にしつつ、「県税犯則取締事務要綱」を早急に改訂されるべきである。

第33 過年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況の検討

本年度に行った包括外部監査の監査対象である県税事務については、2004年（平成16年）度の包括外部監査において監査対象に選定されている。

当該外部監査では、指摘事項10件、意見8件出され、平成18年8月28日「広島県報号外第127号」にて、上記のうち8件に対する税務課の措置状況が開示されている。

以下では、過年度の包括外部監査における指摘・意見の内容、税務課の措置状況、今回の包括外部監査での検証結果を記載する。

なお、広島県文書等管理規則に定める書類の保存年限を超過している部分があり、当時の措置状況について、文書によるヒアリングを中心として確認するとともに、外部監査における指摘や意見に係る現在の改善状況を確認することとした。

また、平成16年度包括外部監査においては、以下のような取り扱いを行っている。

「結果」…本外部監査報告書での指摘と同様の基準

「意見」…本外部監査報告書での意見と同様の基準

1. 過年度の包括外部監査における指摘・意見に対する措置状況

平成16年度包括外部監査の結果による措置状況（H18.8.28）広島県報号外第127号

項目	監査の結果	措置の状況
I. 課税事務関係		
1. 個人県民税（P18）		
1	<p>【結果】 個人県民税の賦課徴収は市町村に委任することが地方税法で定められているが、市町村に任せきりではなく受任者である市町村からの報告内容をよく検査し委任業務の管理を徹底するとともに報告事項に関する市町村への指導を積極的に行われたい。（徴収については「II 徴収事務関係」にも記載した。）</p>	<p>報告内容の検査を徹底するため広島県税規則の一部改正を行い市町村から提出させる報告書の様式を改めた。</p>
2	<p>【意見】 ほ税という立場からも市町村の税務担当者に対して必要な助言をし対策を協議することで間接的な指導を強化されたい。</p>	<p>市町税務職員の研修の場等を活用して必要な助言や協議を行う。</p>
2. 個人事業税（報告書P23）		
3	<p>【結果】 ①不動産貸付業や駐車場業に対する課税事務においては業種認定の基準が複雑でありまた医業等においては社会保険診療収入の特例適用により所得計算が複雑であるため国の税務署から確定申告書や添付資料の写しを入手するだけでは十分な調査ができない場合もあり納税義務者本人への積極的な照会作業が必要である。また照会文書の内容や照会手続に工夫を凝らされたい。</p>	<p>①照会文書に対する回答が記載しやすいように記載例等を作成した。</p>
4	<p>【意見】 ③新規課税対象者に対して納税通知書を送付する前にあらかじめ新たに課税対象者となった旨の通知文書を送付することは納税者のためには有益な手続であるため実施を検討されたい。</p>	<p>③各税務局の実情に応じて納税通知書に「あなたと県税」等を同封するなど個人事業税への理解を求めており今後も継続する。</p>
4. 不動産取得税（報告書P57）		
5	<p>【結果】 住宅控除の特例住宅敷地の減額の特例の適用にあたっては条例の定めでは住宅取得者からの申告が必要とされている。しかしながら実際には市町村長から新築家屋に係る課税資料の通知があった場合や法務局(登記所)において必要な証明書類が確認された場合などには申告がない場合にも特例の適用を認める取扱いがなされている。このような取扱いは条例に明文化すべきものであり改善を要する。</p>	<p>平成18年6月議会定例会で広島県税条例の一部改正を行った。</p>

6	<p>【意見】</p> <p>③住宅控除などの特例適用に係る申告書については明確な適用要件の確認を図るとともに事務手続を簡素化するため現行の規則上個別の様式となっている住宅控除と住宅敷地の減額に係る申告書を一体化させるなど様式を見直されたい。</p>	<p>③広島県税規則の一部改正を行った。</p>
<p>II 徴収事務関係（報告書P87）</p> <p>平成15年度の課税調定額は2,819億円徴収額は2,711億円不納欠損額（徴収不能）は8億円である。収入率は96.1%（全国26位）であり収入未済額は100億円である。税目別の収入未済額うち最も多いものは市町村へ徴収を委任している個人県民税の43億円であり個人県民税の収入未済額のうち広島市と福山市とで57%を占める。2番目に多額なのは自動車税の17億円である。</p>		
7	<p>1 個人県民税（報告書P.120）</p> <p>収入未済額は全体の42.6%を占め他の税目に比べ収入率が低い。また個人県民税は市町村へ徴収を委任しているが平成15年度においては市町村ごとに収入率は77.4%から99.9%までの格差がある。</p> <p>（間接的手段による徴収促進）</p> <p>県から収入率の低い市町村に対して地方税法第41条第3項同第46条第3項及び第4項並びに地方自治法第245条の4に基づく援助や助言等の積極的活動が行われているとは思えなかった。地方税法に基づく活動は財務総室の税務担当室の職務であり地方自治法に基づく活動は市町村税財政室の職務であるが個人県民税の徴収改善や市町村の税徴収の助言及び勧告のためには県は各部署の枠を越えて換言すれば一体になって税務行政に取り組むべきである。</p> <p>（直接的手段による徴収促進）</p> <p>また地方税法第48条の規定に基づく県の直接徴収など県が積極的に関与できる体制を整えるべきである。</p> <p>今後国の所得税から個人住民税への税源移譲が進めば個人住民税徴収システムの強化が今以上に必要となることは明らかである。</p>	<p>1 個人県民税</p> <p>○平成18年度から市町税政に関する事務を地域振興部から税務室に移管した。</p> <p>○県職員に市町職員の身分を持たせ市町職員とともに滞納整理を実施する「併任徴収制度」を創設した</p>

8	<p>3 執行停止(報告書P.124)</p> <p>執行停止に関する県の通達と実際の事務手続の乖離が執行停止後の資力回復状況の調査と納付能力の調査内容において見られる。県の通達には運用不可能な程厳格のものや過度の情報収集が義務付けられている部分があるので見直しが必要である。また執行停止の運用については税込確保と納税者間の公平性を考慮しつつ納税資力の調査の簡略化を再検討する必要がある。</p>	<p>3 執行停止</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新たに「滞納処分の停止に係る運用指針」を策定した。 ○ 「納付能力調査書並びに滞納整理票の復命記事の記載要領について(昭和31年11月1日付け税務課長通達)」は廃止した
9	<p>【意見】</p> <p>9 人事評価システム(報告書P.133)</p> <p>担当者の努力の成果が徴収に結びついた事例については適切に評価し昇進や昇格の参考とする制度の運用を検討すべきである。</p>	<p>9 人事評価システム</p> <p>職員の人事評価については平成13年度から公務員制度改革を視野に入れた新たな人事評価制度を導入している。</p> <p>この制度の中心となる定期勤務評定においては評定期間中に職員の行動を模範的な行動例をもとに分析して数値化する手法を採っており職員の勤務実績を実績能力態度の3つの面から把握することが可能なものとなっている。</p> <p>職員の昇任や昇格についてはこの定期勤務評定の結果を参考にしており引き続き職務に関する実績等を適切に評価し勤務実績に応じた適切な処遇を行う。</p> <p>また給与体系については平成18年度から給与構造の見直しが行われるため勤務実績に基づく給与制度について引き続き検討していく。</p>

	<p>12 滞納発生の防止 (報告書P.135)</p> <p>10 例えばコンビニエンスストアでの収納など納税をスムーズに行える環境作りを検討されたい。</p>	<p>12 滞納発生の防止</p> <p>平成18年度の自動車税から夜間・休日等の納付を可能とするコンビニ収納を開始することにより納税機会の拡大を図り納期内納付の向上に努めた。</p>
	<p>IV 徴税费関係 (報告書P.155)</p> <p>【結果】</p> <p>広島県の徴税费の税収入額に対する割合は3.04%であり全国都道府県の中ではやや低い。</p> <p>11 税込確保の効率化と課税の公平性の確保という2つの側面から税務職員の人事評価に見合った給与の支給の検討や税務特勤手当の見直しなどより効果的な人件費の管理手法を検討し導入を図られたい。</p>	<p>IV 徴税费関係</p> <p>税の徴収に関しては従来から効率的な業務執行を図っているところであるが効率性と課税の公平性とは必ずしも相容れないところがあり難しい課題であると認識している。</p> <p>人事評価に見合った給与の支給については平成18年度から勤務実績に応じた昇給制度及び勤勉手当制度が管理職層に導入されることとなりこのような制度を検討する中で職員の適切な評価とそれに見合った給与について引き続き検討を進める。</p>
	<p>【意見】</p> <p>12 人件費の増加要因とはなるが課税の公平性の確保という立場からみれば不動産取得税以外の税 (例えば外形標準課税の事業税) についてもほ税担当職員の強化が望まれる。</p>	<p>平成17年度から広島地域事務所税務局に事業税調査課を設置し外形標準課税対象法人の調査を実施することとした。</p> <p>また他の税目のほ税の充実・強化についても効果的な要員の配置など引き続き積極的に検討を行う。</p>

2. 平成 16 年度包括外部監査結果に対する措置状況の確認

(1) 項目 1 について

市町の対する報告内容の検査を徹底するための広島県税規則の一部改正についての資料を確認した。

(結果)

県は、「平成 18 年広島県規則第 18 号」にて改正している。様式 39 号賦課報告書の見直しを行っており施行日は平成 18 年 4 月 1 日である。本様式で市町は広島県地域事務所長あてに報告書を提出するようになっており、改善が図られていると考える。

(2) 項目 2 について

個人県市民税における賦課事務に関しての連絡体制の強化及び市町に対する指導

の強化を措置状況における研修等の開催や資料の確認を行った。

(結果)

県と市町で構成する広島県地方税徴収対策推進協議会において、全事業主に対し特別徴収を徹底する取組について検討・協議を行った。平成30年度に全市町最終合意の上、令和2年度から特別徴収義務者の一斉指定を実施した。また、事業主に対して令和2年度より個人住民税が原則特別徴収になることを広報している。対象は広島県内全23市町(市14、町9)である。

(3) 項目3について

不動産貸付業・駐車場業における業種の認定と医業における社会保険診療所得の特例適用の計算等について、その複雑さから調査のために照会文書を作成していることについて確認した。

(結果)

県は、不動産貸付業や駐車場業については、「①不動産の賃貸状況に関する明細書」を医業については、「②医業収入についての回答書」を照会文書として送付している。そのうち、①については記載例を作成している。②については記載要領があるが記載例はないため、これをつけることで、納税者に分かりやすいようになるから作成したほうが良いと思う。

(4) 項目4について

確定申告を行った者が、新規に個人事業税の対象となったことを知らせるための「課税のお知らせ」について確認を行った。

(結果)

県は、納税者に納税通知書を送る前に「あなたと税」、「〇年度個人事業税について(お知らせ)」を送っており、改善されていると考える。

(5) 項目5について

不動産取得税において、住宅控除の特例住宅敷地の減額の特例の適用に関する条例が平成18年6月議会定例会で一部改正が行われており、その確認を行った。

(結果)

県では、議会の条例改正が平成18年と令和4年に行われている。まず平成18年での条例改正では、第57条の2「住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例の申告手続」但し書が追加されている。

また、令和4年においても同条但し書がさらに追加され変更されている。

(6) 項目6について

住宅控除などの特例適用に係る申告において、住宅控除と住宅敷地の減額に係る申告書を一体化させるために県は、平成 18 年に改正した広島県税規則を確認した。
(結果)

平成 18 年に改正した広島県税規則第 27 条の 2 にて不動産取得税申告書等様式の変更、第 27 条の 3 にて住宅特例申告手続、第 29 条の 2 にて住宅用土地減額申告手続の特例の新設を行っている。

「不動産取得税申告書兼住宅の課税標準の特例・住宅用土地の減額（還付）に関する申告（申請）書」にて対応しており、改善されている。

(7) 項目 7 について

個人県民税の徴収促進のため、市町に対する地方税法第 41 条第 3 項(現行第 5 項)、第 46 条第 3 項及び第 4 項による間接的な手段と同法第 48 条（現行第 739 条の 5）による直接的な手段で関与できる体制を取っている。これらの手段について再度検証した。

(結果)

検証の結果、県は、平成 18 年度に市町税政に関する事務を地域振興部から税務室に移管しており、それ以降は以下のような積極的に活動しているとの回答を得た。

- ・令和 5 年度徴収事務初任者研修
- ・令和 5 年度徴収実務研修(不動産公売)
- ・令和 5 年度徴収専門研修(国税徴収法・民法)
- ・令和 5 年度徴収マネジメント研修

また、県は、「併任徴収制度⁴⁸」を創設、「個人住民税併任徴収実施要項」を作成し、税の滞納整理の促進と滞納整理技術の向上のため実施している。

なお、令和 5 年度の実施については以下の通りである。

<直接徴収制度>

県 税	実施市町
東 部 県 税 事 務 所 (本 所)	三原市 尾道市 福山市 府中市
北 部 県 税 事 務 所	庄原市

令和 5 年度の実施市町は 5 市である。

⁴⁸ 県職員に市町職員の身分を持たせ市町職員とともに滞納整理を実施すること。

< 併任徴収制度 >

県 税	実施市町
西部県税事務所（本所）	大竹市 江田島市 府中町 海田町 熊野町 坂町 安芸太田町 北広島町 東広島市 大崎上島町
東部県税事務所（本所）	三原市 尾道市 府中市 世羅町
北 部 県 税 事 務 所	安芸高田市 庄原市

よって、改善されていると考える

(8) 項目 8 について

執行停止について、県の通達と実際の事務手続の乖離している問題（執行停止後の資力回復状況の調査、納付能力の調査項目と文言の陳腐化等）について、県は新たに「滞納処分の停止に係る運用指針」を策定しており、その内容を確認した。また、それに伴い既存の「納付能力調査書並びに滞納整理票の復命記事の記載要領について」は廃止しており、これ以降の新たに策定された運用指針等を確認した。

(結果)

「滞納処分の停止にかかる運用指針」は、すでに令和 3 年 8 月 31 日廃止されていた。これに伴い、新たに「滞納処分の停止に係る事務の取扱いについて」を令和 3 年 9 月 1 日施行している。よって、改善されている。

(9) 項目 9 について

特別滞納整理班において、担当した事案について税務職員の努力・成果と徴収が結びつく人事査定の問題については、県は、平成 13 年度から新たな人事評価制度を導入している。

(結果)

人事評価制度に関する資料として、県から提示された「人事評価実施規程」及び「給与事務のてびき」を確認した。

なお、本包括外部監査では、人事に関する項目は監査対象外としているので、確認の程度で止めている。

(10) 項目 10 について

滞納発生の防止として、県は平成 18 年度よりコンビニ収納⁴⁹を開始している。対応県税目は自動車税である。これ以降のコンビニ納付に関して確認を行った。

(結果)

現在、コンビニ納付に対応する県税目は、自動車税種別割、不動産取得税、個人人事

⁴⁹ 夜間・休日等の納付を可能とする納税方法。納税機会の拡大と納期内納付の向上を図る。

業税である。前回よりも2つ税目が増えているが、その他の県税目については今後の対応に期待する。

(11) 項目 11 について

税収入に対する徴税費の比率に関して、税収確保の効率化と課税の公平性の確保という2つの点から税務職員の人事評価に見合った給与の支給の検討等について再度確認を行った。

(結果)

課税の効率化は、適正な人員配置やデジタル化の推進等により、限られた資源の中で業務効率の向上への取組であり、課税の公平化は関係法令を遵守し、調査や資料収集を綿密に行い、課税客体を詳細に把握して課税漏れを防止するなどの徹底した対応が求められることと回答を得た。

前項9と同様に確認を行った。なお、本包括外部監査では、人事に関する項目は監査対象外としているので、確認の程度で止めている。

(12) 項目 12 について

ほ税担当職員の強化、特に外形標準課税⁵⁰については、県では平成17年度より広島地域事務所税務局に事業税調査課を設置し、外形標準課税対象法人の調査を実施している。

その他の税目についてもほ税の充実強化をどのように検討しているかを確認した。

(結果)

平成17年度以降の外形標準課税の税務調査件数の推移である。19年間で調査件数は1,409件であり、令和5年度では37件となっている。1年間平均件数は約74件であり、件数は平成28年度より減少の傾向にある。

⁵⁰ 外形標準課税…平成16年度より導入。多くの企業が、地方自治体の公共施設の利用等で行政サービスを受けているにもかかわらず、利益を出している企業のみが法人事業税を負担している状況があった。そのため、企業が黒字であっても赤字であっても行政サービスに対する費用は平等に負担すべきとする制度である。

平成17年度以降の外形標準課税対象法人への調査件数推移

(単位:件)

調査年度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	合計
調査法人数	95	199	134	65	80	82	96	88	95	96	60	34	45	35	49	28	39	52	37	1,409

また、平成 17 年度以降で他県税目でのほ税の充実・強化は以下のとおりである。

- ・平成 21 年度からの地域事務所の組織再編により広島地域事務所税務局で集約していた外形標準課税対象法人の調査については、西部県税に加えて東部県税にも事業税調査班を設置した。
- ・西部県税及び東部県税に設置していた事業税調査班を、令和 5 年度から事業税調査係として西部県税に集約した。
- ・軽油引取税の課税業務と調査業務を統合することで、課税業務の質を高め、調査能力の向上につなげるため、平成 25 年度から西部本所軽油税課(課税)を東広島分室軽油調査課へ業務移管している。

以上のことから改善されていると考える。

第34 ふるさと納税

1. 概要

「ふるさと納税制度」とは、「ふるさと」を応援したい、「ふるさと」へ貢献したい、という気持ちを持つ納税者が、「ふるさと」と思う市町や県に寄附を行った場合、個人住民税などが軽減される制度である。

(1) 広島県へのふるさと納税

県は、総務大臣から、ふるさと納税の対象となる地方団体として指定を受けている。指定対象期間は毎年更新され、現在は令和6年10月1日から令和7年9月30日までである。

(2) 寄附の使いみち

県ふるさと納税では、次の8分野の使いみちから、寄附者の方が応援したいものを選ぶことができる⁵¹。なお現在のところ返礼品の用意はない。

1	世界を目指すジュニア選手の競技力向上 世界大会を目指すジュニア層の競技力向上に向けた取組の推進に活用します。
2	減災に向けた取組の推進 平成26年8月、広島市で大規模な土砂災害が発生し、大きな被害が出ました。 県民の皆様が安心して暮らすことのできる災害に強い広島県を目指し、「災害死をゼロにする」という目標のもと、県民の防災意識の醸成をはじめとする減災に向けた取組の推進に活用します。
3	子ども・子育て支援 広島の子どもたちが健やかに育つよう、子どもと子育てにやさしい環境づくりのために活用します。
4	広島版「学びの変革」推進寄附金（県教育委員会の取組に対する支援） 「学びの変革」に向けた県全体の機運醸成を図るとともに、学校や児童生徒の新たな挑戦を応援するために活用します。
5	広島版「学びの変革」推進寄附金（県内の国公立学校の取組に対する支援） 広島版「学びの変革」推進寄附金として、特定の学校を応援することができます。（小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校が対象です。）
6	「靱・一口町方衆」応援プロジェクト 「靱・一口町方衆」応援プロジェクトは、人々の暮らしとともに、これまで脈々と受け継がれてきた靱の歴史、文化・伝統を未来に繋ぐため、寄附を通じて靱のまちづくりを応援するプロジェクトです。
7	広島県立美術館への支援 豊かな心と地域への誇りを育む美術館を目指し、所蔵作品のより一層の充実を図ります。寄附金は作品の修復と購入に活用し、ひろしまの文化を次世代へつなぎます。
8	2025インターハイ支援 2025年に中国ブロックを中心に開催される「インターハイ支援」のための寄付を募集しています。対象となるのは広島県内で開催する8種目（陸上競技、水泳（競泳）、水泳（飛込）、ローイング、剣道、テニス、登山、少林寺拳法）です。

⁵¹ 現在は8分野であるが、過去にはG7広島サミット県民会議のためのふるさと納税なども存在した。

なお、実際に集まった寄附額は以下の通りである。

【図表 1】

年度	件数	金額（円）	使いみちの内訳（円）		
			ジュニア選手強化	減災への取組	子ども・子育て支援
H23	6	611,000	—	—	611,000
H24	5	150,000	—	—	150,000
H25	12	755,210	—	—	755,210
H26	35	714,211	20,000	117,000	577,211
H27	31	854,500	45,000	407,000	402,500
H28	19	252,000	0	195,000	57,000
H29	21	465,000	0	85,000	380,000
H30	11	305,500	0	40,500	265,000
R元	18	30,543,000	0	523,000	30,020,000
R2	24	669,000	52,000	125,000	492,000
R3	24	2,270,330	0	202,000	2,068,330
R4	13	681,000	5,000	122,000	554,000
R5	10	1,353,145	30,000	773,145	550,000

次の図表は、鞆地区まちづくり（地域政策局所管）の寄附額である。

【図表 2】

年度	件数	金額（円）
R元	121	3,299,005
R2	62	3,274,000
R3	35	883,662
R4	13	1,114,000
R5	22	1,491,000

次の図表は、広島版「学びの变革」推進寄附金（教育委員会所管）の寄附額である。

【図表 3】

	H28 (H28年10月 受入開始)	H29	H30	H31・R1	R2	R3	R4	R5	計
県教育委員会 取組支援	2,019,903	1,574,000	77,546,885	12,979,005	11,764,528	3,036,979	2,048,474	4,150,000	115,119,774
県内学校 取組支援	11,154,600	26,129,396	67,795,967	43,625,084	79,732,874	45,271,966	49,057,902	48,714,509	371,482,298
計	13,174,503	27,703,396	145,342,852	56,604,089	91,497,402	48,308,945	51,106,376	52,864,509	486,602,072

(単位：円)

注：金額は個人からの寄附に加えて法人等からの寄附を含む。

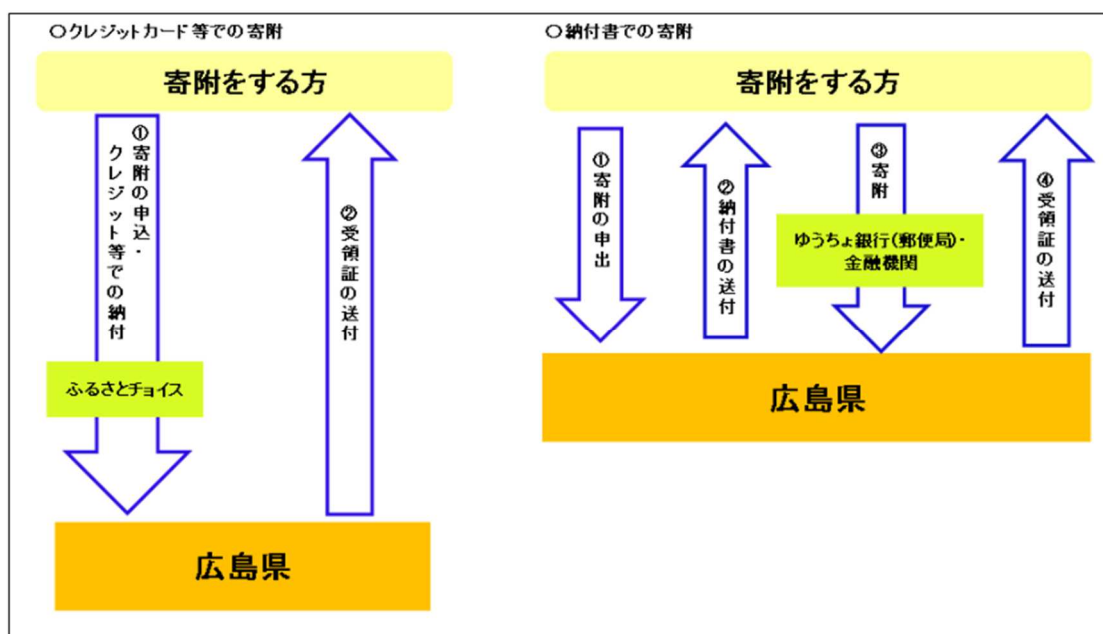
出典：広島県教育委員会ホームページ「ホットライン教育ひろしま」

2. 寄附の方法と手続きの流れ

県ふるさと納税は、以下の方法で寄附をすることができる。

- (1) クレジットカード等（ふるさとチョイスから）
- (2) ゆうちょ銀行（郵便局）用の払込取扱票
- (3) 金融機関用の納付書

次の図は、寄附の申出がされてから寄附金を納付するまでの手続きの流れを図示したものである。



3. 課題・問題点（ふるさと納税に関する利用手数料）

ふるさと納税サイトを運営しているポータルサイト事業者等への高額な手数料問題がある中で、税務課を訪問した際に、ふるさとチョイス等の仲介業者へのどのくらいの手数料がかかっているのかを尋ねたところ、下記の図へ記載されている通りの金額の回答があった⁵²。この県のふるさと納税受入額と納税手数料を加味した実態である⁵³。

【図表 4】

(単位：円)

年度	件数	ふるさと納税受入額 合計 A	ふるさと納税手数料			差引 (A - B)	手数料割合 (B/A)
			ふるさとチョイス①	郵便振替②	合計 B (①+②)		
R元	526	77,082,000	299,428	46,897	346,325	76,735,675	0.4%
R2	3,518	187,299,000	1,724,950	42,131	1,767,081	185,531,919	0.9%
R3	508	70,788,000	1,482,374	18,161	1,500,535	69,287,465	2.1%
R4	364	36,569,000	1,036,731	11,389	1,048,120	35,520,880	2.9%
R5	409	40,001,000	2,337,525	20,354	2,357,879	37,643,121	5.9%

注：ふるさと納税受入額は総務省HPの数値であり、千円単位であったのでそのままの数字を利用

出典：総務省と県資料を元に筆者が作成

4. 意見（ふるさと納税に関する利用手数料）

令和 2 年度に関しては寄附額 187,299 千円に対して納税手数料 1,767 千円（寄附額に対して 0.9%）であり、令和 3 年度に関しては寄附額 70,788 千円に対して納税手数料 1,501 千円（寄附額に対して 2.1%）であり、令和 4 年度に関しては寄附額 36,569 千円に対して納税手数料 1,048 千円（寄附額に対して 2.9%）であった。

なかでも令和 5 年度に関しては寄附額 40,001 千円に対して納税手数料 2,358 千円（寄附額に対して 5.9%）であり、せっかく県へ寄付をしていただいた納税者に対してもこのような形は本意とは考えにくく、今後も郵便振替が減少し、ふるさとチョイスの利用者の増加が予想される。多くの地方公共団体が導入している返礼品も県は用意をしていない状況下では、ふるさと納税の手数料について、より経済的、効率的かつ効果的なものとなるよう、近年のふるさと納税を取り巻く環境の変化を注視しながら検討していく必要がある。

⁵² ふるさとチョイスを利用して寄附をする年齢層を尋ねたところ比較的若年層が多く、郵便振替の利用者は中高年層が多い印象とのことである。

⁵³ 寄附金の手数料に関しては、ふるさとチョイス利用の手数料は寄付金額10%（消費税別）であり、郵便振替の手数料は5万円以下（窓口：203円、ATM：152円）、5万円以上（窓口：417円、ATM：366円）である。

【図表 5】 総務省ふるさと納税ポータルサイトへの報告数値

年度	件数	金額（千円）	内訳（千円）						
			ふるさと応援寄附金			「学びの変革」 推進寄附金	轄地区 まちづくり	G7広島 サミット	その他 （災害支援等）
			ジュニア 選手強化	減災へ の取組	子ども・ 子育て支援				
R1	526	77,082	0	523	30,020	43,070	3,299	-	170
R2	3,518	187,299	52	125	492	48,627	3,274	-	134,729
R3	508	70,788	0	202	2,068	32,380	884	-	35,254
R4	364	36,569	5	122	554	30,510	1,114	383	3,881
R5	409	40,001	30	773	550	36,825	1,491	43	289

5. 課題・問題点（総務省へ報告した金額の差異）

図表 4 で作成した令和 5 年度の総務省への報告の数値が 40,001 千円の金額であった。前述で列挙している実際に集まった寄附金額について令和 5 年度の図表の数字を列挙すると、税務課所管分 1,353 千円（図表 1）、地域政策局所管分 1,491 千円（図表 2）、教育委員会所管分 52,865 千円（図表 3）であり、3 つの合計が 55,709 千円となった。これ以外に、G7 サミット分 43 千円（図表 5）、その他（災害支援等）分 289 千円（図表 5）がある。

総務省への報告の数値との差異は 16,040 千円である。同様の計算方法で各年度の差異を計上すると、令和元年度は 13,534 千円、2 年度は 42,870 千円、3 年度は 15,929 千円、4 年度は 20,596 千円であった。

6. 意見（総務省へ報告した金額の差異）

総務省への報告数値は図表 5 のとおりであるが、教育委員会事務局が管理するホームページ「ホットライン教育ひろしま」に掲載されている「学びの変革」推進寄附金の数値は図表 3 のとおりであり、総務省への報告数値と差異がある。これは、図表 3 は個人からの寄附に加えて法人等からの寄附を含んでいるため生じた差異であるが、見る人に誤解を与える恐れがあるため、当該ホームページを管理する教育委員会事務局に対し、わかりやすい注記の記載を要望していく必要があるだろう。

第35 印刷業務委託先による租税情報の漏洩

1. 事案の概要

(1) 県と株式会社イセトーの委託契約について

県は、令和4年10月20日から令和8年2月28日までを委託期間として自動車税・個人事業税の納税通知書、督促状、領収済通知書、自動車税催告用納付書、現況報告書等の作成及び封入封緘の各業務を、株式会社イセトー広島支店（以下「イセトー」という）に委託していたものである。

(2) 県（県民）の個人情報流出

令和6年5月29日に、イセトーがコンピューターウイルスであるランサムウェア⁵⁴被害に遭った旨の報告が県にあった。当初は、「広島県のデータについて個人情報の流出は確認されていない」との報告を受けていたものの、同年7月1日に県（県民）のインターネット上（攻撃者グループのリークサイト上）で一時的にダウンロード可能な状態となることにより個人情報の流出が確認された旨の報告をうけ、同月2日に県も個人情報の流出被害について公表している。

具体的には、以下の内訳の通りの情報流出が確認された。

【内訳】

区分	個人情報	人数（件数）
1 令和4年度個人事業税に係るデータ	住所、氏名、税額	30名（100件）
2 令和5年度自動車税種別割に係るデータ	住所、氏名、税額、登録番号（車のナンバー）	1名（1件）

※いずれも令和5年度に印刷テスト用として県から委託業者に提供したデータ

⁵⁴ ランサムウェアとは、外部者が不正アクセスし、ファイルを暗号化することで利用できなくした状態にし、そのファイルを元に戻すために身代金を要求する悪質なソフトウェアという。

【事件の時系列】

時系列	内 容
5月29日	イセトーのサーバー等が身代金要求型ウィルス・ランサムウェアに感染していたとの報告があった。なお、この時点では「県のデータについて個人情報の流出は確認されていない」との報告を受けていた。
6月6日	イセトーから印刷業務の作業途中で発生する一部のデータについて漏えいの恐れがある旨の報告を受けた。なお、この時点においても、「県のデータについては個人情報の流出は確認されていない」との報告を受けていた。
7月1日	社内調査が進む中、本県関係を含む一部データの流出が確認された旨の報告を受けた。
7月10日	県は個人情報が流失した対象者に対して、文書によるお詫びと不審な連絡への注意喚起を行った。また、二次被害等の報告はなかった。
7月30日	イセトーより、県について既報告分以外の情報流出の可能性はない旨の報告を受けた
9月18日	イセトーから、本事案に係る調査結果の最終報告を受ける
9月30日	イセトーを県の 物品・委託役務競争入札参加資格に係る指名除外とした。 (10月1日から1か月)

(3) イセトーの説明に基づく個人情報流出の原因

イセトーは、県に令和6年9月18日に調査結果の最終報告を提出している。イセトーにおいては、県提供のデータの複製を、個人情報を取り扱うセキュリティの高いネットワークとは別のネットワークサーバーに保管し、作業終了後も県との契約に反して、当該データを消去していなかったために、同ネットワークサーバーにサイバー攻撃（ランサムウェア）の被害を受け、個人情報を含むデータが流出した。

(4) 県の対応

県は、個人情報が流出した対象者に対して、お詫びと共に不審な連絡への注意喚起を促す文書を送付した。

また、イセトーを令和6年10月1日から1か月間、物品・委託役務競争入札参加資格に係る指名除外とした。

2. 課題・問題点（情報廃棄確認の不徹底）

県は、イセトーとの間で、令和4年10月20日付で業務委託契約を締結しているところ、令和5年3月24日付で個人情報の取扱いに関する契約を締結している。同契約は、同年4月1日以降の個人情報の取扱いに関するものであり、「第12条 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが取得した個人情報が記録された資料等について、業務完了後、甲の指定した方法により、直ちに返還又は廃棄しなければならない。」と規定されている。

今回、流出した個人情報が、令和5年度にイセトーへ印刷テスト用として県から委託業者に提供したデータであることからすれば、テスト用の個人情報を保管し続ける必要はなく業務は完了したのものとして県に返還するかイセトー自身において廃棄しなければならない

かったものである。

そのため、その契約に違反したイセトーに情報流出の原因があることは明白ではあるが、他方で、個人情報の取扱いに関する契約の第13条では「甲は、必要があると認めるときは、乙又は再委託等の相手方に対して、業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。」と規定されており、県がイセトーに対して調査や報告徴収を実施していなかったことも、委託業者であるイセトーからの個人情報流出の原因の一つともいえる。

3. 意見（情報廃棄確認の徹底）

イセトーは、サイバー攻撃（ランサムウェア）による被害を受けて個人情報が流出した点で、被害者としての面を有していることは否めない。

もっとも、イセトーが県との個人情報の取扱いに関する契約に違反していたからこそ、個人情報が流出したのであり、県が税務情報という個人情報を第三者である委託業者に提供したことに對して、十分な注意を払い、個人情報を廃棄したかどうかの報告を求め、あるいは調査を行うべきであったのに、これを怠っていた点にも原因がある。

個人情報は、それが一度、外部に流出すれば、その情報が第三者に知られ、これを元に戻すことは不可能なのであるから、県として、第三者である委託業者に個人情報を提供する場合には、個人情報が記録された資料の保管状況や廃棄状況、返還状況など、個人情報に関する契約内容が履行されているかどうか随時、検査し調査する体制が構築されるべきである。

4. 課題・問題点（損害賠償請求について）

個人情報が流出した場合、県民の個人情報を保有し管理していたのは 県であり、その安全管理措置の実施が県に求められる。

そのため、県の委託業者であるイセトーを通じて県民の租税情報という個人情報が第三者に漏洩したことを踏まえて、県が県民に対して報告内容をホームページ掲載したり関係各所に報告したり、あるいは実際に個人情報が漏洩した県民に対してお詫びと共に不審な連絡への注意喚起を促す文書を送付している。

これらの業務は、イセトーによる個人情報の流出がなければ不要な業務であったのであり、これらの業務に要した時間分の県庁職員の人件費が損害として観念できる。また、文書の送付にかかる郵送費を要しており、また県自身が個人情報管理者として、今後、現に個人情報が漏洩した県民に対して慰謝料等の損害賠償義務を負うことも想定される⁵⁵。

そして、この個人情報の流出の原因は、イセトーに責任があり、イセトーが県との契約に

⁵⁵ 京都府宇治市がシステム開発のために民間業者に業務委託したところ、その業者のアルバイト従業員を通じて市民の個人情報が不正に第三者に販売された事件で、宇治市に対して住民1人あたり1万円の慰謝料が認められた事例を参照（大阪高裁平成13（2001）年12月25日判決）。

反して個人情報を廃棄していなかった点にあるから、イセトーが債務不履行に基づく損害賠償義務を負うことは、契約上も当然である。

この点に関して、県は、県民からイセトーに対する損害賠償請求に関して問い合わせを受けた際に「求償のことについても、今後確認し、検討していく。」と回答しているものの、県は、報告書の作成や聞取り等は県の責任において当然に行うべきものであるから損害賠償請求する「損害」とは考えておらず、仮に損害に当たるとしても損害賠償請求を行うために必要となる時間や人件費等のコストと比較すれば過少と考えられ損害賠償請求を行うことは適当ではないとして、損害賠償請求を行わないことを決定している。

しかし、委託業者であるイセトーが、個人情報に関する契約に違反したことが原因として個人情報が出た点では、その責任の所在は明確なのであって、例えば県民に対して文書の送付費用という損害算定が容易な額についてさえ一切の損害賠償請求を行わないことは極めて問題であるとともに、個人情報が流出するという被害を受けた県民に対して一切の賠償義務を県が負わないかの如く考えることは相当ではない。

5. 指摘（損害賠償請求について）

県は、民法上、イセトーに対して債務不履行に基づく損害賠償請求権を有しているのであり、その損害の算定に際して、個人情報が流出した県民に対するお詫び文書の送付費用という極めて単純な損害ないし経費すらも請求することを不相当と考える理由は不明である。とりわけ、令和4年10月20日付の業務委託契約時の遵守事項として「個人情報取扱特記事項」があり、「第16 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。」と明確な規定があることにも反する。

また、損害に当たる場合でも、損害賠償請求を行うために必要となる時間や人件費等のコストと比較すれば過少と考えられることを理由に損害賠償請求を行わないとしているが、この理は、県の財産が毀損された場合に、少額であれば常に県は損害賠償請求を行わないことを自認するに等しく、不当である。このような考えは、県は、県の保有財産の毀損額が少額であれば賠償請求を放棄することを正当化する点で、モラルハザードを招くもので、極めて不当な考えである。

県において、イセトー問題について損害賠償請求について要した経費を含む損害額を明確にし、イセトーに対して損害賠償請求権を行使し、それでも尚、イセトーに対する損害賠償請求権を放棄するのであれば、その放棄した理由について、問題の大きさからすれば県民に対してホームページ等で広く公表すべきである。

第36 ローターエンジン自動車税過大徴収問題

1. 事件の概要

県は、令和6年2月2日に自動車税に関する県の条例改正に漏れがあり、過大に税を徴収していたと記者発表した。これは令和元年度税制改正について、自動車税種別割の課税誤りがあることが他県で発覚したことから、県でも確認したところ、同様の誤りがあることが判明した。これにより、県では、過大納付となった納税者に対して差額分を還付することとし、次年度以降の訂正課税のために条例改正を行った。過大徴収額は43,404千円、延べ対象台数は7,916台、対象納税者数者は2,518人に上る。

課税期間における影響について

期間：令和元年10月1日～現在（4年半）

延べ対象台数（台）	対象納税者数（人）	還付金額（千円）
7,916	2,518	43,404

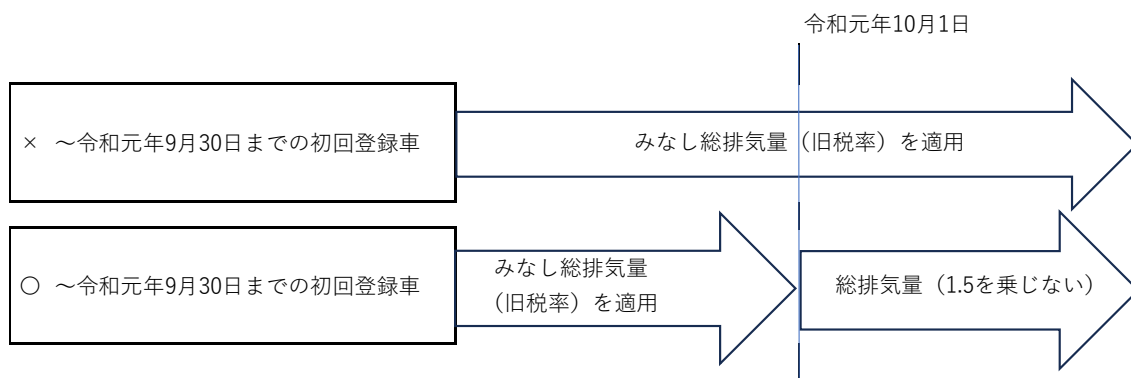
問題は、税制改正により令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けたロータリー・エンジン車の税率を引き下げる条例改正を行った際、同年9月以前に初回新規登録を受けたロータリー車では、「みなし規定」の明記が漏れていたにもかかわらず、「みなし規定」があるものとして課税していたため、課税根拠のないままに税額を過大徴収していた。

この問題についての県の対応は、速やかに対象者に対して謝罪を行い、条例に規定がないまま課税・徴収していた税額を還付することとした。また、令和6年度以降の課税を適正化するための条例改正案を2月議会に提案することとした。さらに再発防止策として、改正内容が漏れなく全て反映されているか徹底した確認作業を行うとともに、再発防止に向けた組織的なチェック体制を強化している。

2. 課題・問題点（地方税改正に伴うチェック体制）

通常、自動車はエンジンの総排気量に応じた税率区分により課税される。これに対し、ロータリーエンジンは総排気量のエンジンに対して1.5倍程度の出力を出すことができることから、ロータリー車は、ロータリーエンジンの作動室容積の合計（作動室の単室容積×ロータリー数）に1.5を乗じた数値を総排気量とみなした上で、総排気量に応じた税率区分により課税される（みなし規定）。

税制改正に伴う令和元年6月の条例改正では、同年10月以降に初回新規を受ける自動車を対象とした条文には「みなし規定」を明記したが、同年9月以前に初回新規登録を受けた自動車の項目分では、「みなし規定」の明記が漏れていたにもかかわらず、「みなし規定」があるものとして課税を続けた結果、ロータリー車に対しては税額を過大に徴収していた。



また、この問題は広島県だけでなく全国でも同じように発生している。

3. 意見（地方税改正に伴うチェック体制）

県の再発防止策にもあるが、税制改正の徹底した周知が必要である。さらに毎年度、税制改正があるないに関わらず、税務のチェック体制を確立し、総合的に課税管理の行える組織づくり（各県税目課から一定期間内に組織を設立して集中的に見直し再確認を行う）を行うことで当該問題の発生が防げるのではないかと考える。

そして、条例案の上程という場面で、地方税法の改正を誤りなく盛り込むためには、一般職員への研修とは別に、管理職クラスでのよりレベルの高い勉強会等を実施する必要がある。

また、システム等の外部委託者との定期的な税制に関する会議等を行うことが必要であると思う。

そのためには、現在の自動車税の担当者数が税務課の 3 人では不足であり、担当職員数の増加が望まれる。

4. 課題・問題点（還付手続きに生じた費用）

今回の過徴収による還付額は、2019年～2023年までで、43,404,000円である。これら還付額の手続きを行うための手数料等の支払いが、郵便振替手数料が147,180円、隔地払通知書発行手数料が1,862,520円、郵送費用が210,672円で、総額2,220,372円かかっている。

年度別還付金額

対象年度（年）	還付金額（円）
2019	40,300
2020	11,500,700
2021	11,052,700
2022	10,627,800
2023	10,182,500
合計額	43,404,000

還付に係る手数料等費用

項目	費用（円）
郵便振替手数料	147,180
隔地払通知書発行手数料	1,862,520
口座振替手数料	0
郵送費用	210,672
合計額	2,220,372

5. 意見（還付手続きに生じた費用）

本来であれば、この2,220,372円の余分な費用はかかっていないものである。適正かつ正しい税制を行うことは県民の財産を守ることにもなる。前項同様、税制改正については十分な対応と管理を行うことが重要であり、各県税部署では税制改正がある年度では、職員へのさらなる周知と税制の再確認を行うことで対応できるのではないかと考える。

第37 租税情報における守秘義務について

1. 調査の過程

包括外部監査人は、県との包括外部監査契約に基づき「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」のうち特定の事件について監査を行うとされている（自治法 252 条の 37 第 1 項）。その目的は、住民福祉の増進、最小の経費で最大の効果、組織及び運営の合理化及び規模の適正化（自治法 2 条 14 項及び 15 項）の達成にあり、監査対象に例外はなく、県の税務に関する業務にも当然に対象に含まれる。

そして、監査を実施するには、県の税務に関する業務を全て包括外部監査人に開示ないし提供されることが当然の前提である。それは、監査される側が、監査人に対して情報提供の可否を決定する権限を持つことは、例えば監査されたくない事項であるが故に情報提供を行わず、その結果、例外がないはずの監査対象から意図的に除外することが可能となるからである。この場合、いわば実質において監査を実施することが出来ない帰結をもたらし、前述の包括外部監査の目的からすれば、許容されるはずがない。

ところが、県の税務に関する業務を監査するにあたって、県が租税情報に関して、その守秘義務を理由に、その一部につき情報提供を拒んだ場面が、多く認められた。

2. 県の見解

県から示された守秘義務に関する見解は、次の通りである。

(1) 地方公務員に科せられた守秘義務の存在

地方公務員に守秘義務が課せられる根拠規定として、地方公務員法 34 条 1 項⁵⁶及び地方税法 22 条⁵⁷が存在するところ、地方税法 22 条は地方公務員法 34 条 1 項に規定する「秘密」よりも狭い範囲の情報を指す。

そして、税務情報との関係では、地方公務員法 34 条 1 項の「秘密」は滞納者名、滞納税額の一覧などで、納税義務者が税金を滞納している事実により作成されるものを指し、地方税法 22 条における「秘密」とは収入額、所得額、税額などで、地方税に関する調査等により判明したものを指す。

(2) 守秘義務の解除

⁵⁶ 地方公務員法34条1項「職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。」

⁵⁷ 地方税法22条「地方税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。」

①地方公務員法 34 条 1 項の解除

開示の必要性和納税者等の利益の保護、行政の円滑な運営確保の必要性等とを総合的に勘案した結果、その要請に応ずべきと判断した場合。ただし、開示する場合であっても、取扱等について適切な配慮を要請するなど、具体的な非公表であることを確認する必要がある。(S49.11.19 付け各都道府県知事宛て自治省税務局長通達)

②地方税法 22 条の解除

本人から開示請求があった場合と法律により開示請求が適法なものとして許容される場合は、例外として開示が容認される (S38.3.15 付け内閣法制局第一部長から自治省税務局長宛て回答)。

また、他の行政機関から情報の提供を求められた場合には、個別具体の状況に応じ、事案の重要性や緊急性、代替手段の有無、全体としての法秩序の維持の必要性を総合的に勘案し、保護法益間の比較衡量を慎重に行ったうえで、情報提供が必要と認められる場合について、必要な範囲内で情報の提供に応じられるが、これらは守秘義務の解除条件に関する解釈の問題であり、個々の判断が必要となる。

(3) 監査における租税情報の守秘義務

①監査は、県税事務において非常に有益なものであり、また監査は税務担当の業務に対する説明責任を支援するものとの考え方もあり、その利益は、自治体の強化につながることから不開示の利益を上回る場合もある。

②外部監査人に守秘義務が課されているとしても、開示すべきかどうかは、開示を求める法の規定を有するか否かで決すべきである。

そして、地方自治法上には、外部監査を受けるにあたって、監査が適正かつ円滑に遂行できるよう協力を努めなければならない旨が規定されているのみであって、開示に応じる義務が直接定められていないから、この規定から租税情報守秘義務解除の根拠とならない。

③租税情報が漏洩した場合には、取扱方法の確認が不十分であったことに対して提供元である県の責任は免れないことから、監査結果の報告書への記載だけでなく、情報を取り扱う場所や保管領域等についても適正であることの確認を要する。

④県税の対応

監査の目的や非開示による利益等を総合的に勘案し、地方公務員法第 34 条第 1 項のみに係る租税情報については、適切な取扱いをされることを確認した上で、原則開示することができるものと思料する。

ただし、地方税法第 22 条に係る情報については、その情報の秘匿の重要性に鑑み、個々の情報において比較衡量を行い、税務行政秩序を損なう恐れなどについても考慮したうえで、開示可否を決めるのが適当と考える。

3. 課題・問題点（包括外部監査人への協力の努力義務の不履行）

県は、租税情報に関して監査の目的は正当なもので、租税情報の開示要求には相応の理由があり、客観的合理性も認められることから、租税情報の提供は、実質的に全体としての法秩序に反しないとしながらも、一義的な守秘義務解除が相当ではなく、地方税法 22 条に係る情報は、比較考量を行った上で、その一部を解除しないとの判断の下、包括外部監査人に対しては一部をマスキングして提供するに留まっており、包括外部監査人に対する協力としては不十分と言わざるを得ない。

このことは、県が保有する情報の開示の可否を監査される側である県が判断することになり、これにより、監査される県側が監査によって発覚することを免れるべく、情報を秘匿することの動機に繋がる。ひいては監査人による県の違法不当な対応を見過ごすことを可能とすることになるのであって、極めて大きな問題である。

4. 指摘（包括外部監査人に対する情報提供不履行と監査への協力体制整備の必要）

(1) 外部監査人が「第三者」に当たらないこと

包括外部監査業務に際しては、監査対象団体である県（担当部署）からの情報開示は不可欠であり、これに関して県職員には協力義務がある。このことは、監査への協力の努力義務規定（自治法 252 条の 33 第 1 項⁵⁸）の存在に加え、包括外部監査人が監査の事務に関して「みなし公務員」（自治法 252 条の 31 第 5 項⁵⁹）とされており包括外部監査人の行為を妨害した者に公務執行妨害罪（刑法 95 条）が適用されることから裏付けられる。

その上で、県ないし県税の対応は、その前提として包括外部監査人が「第三者」に当たり同人に租税情報を開示することが形式的には地方税法 22 条や地方公務員法 34 条第 1 項が規定する守秘義務違反にあたるものの、その例外として守秘義務を解除し情報を開示することが可能か否かを論じている。

しかしながら、包括外部監査人への租税情報の提供は、そもそも地方税法 22 条や地方公務員法 34 条第 1 項が規定するところの守秘義務違反に当たらない。

地方税法 22 条は、秘密を「漏らし、又は窃用した場合」を違反するものとして規定する。同条の保護法益が、県民個人の租税情報というプライバシーの保護にあることに鑑みれば、そのプライバシー侵害に当たる場合、すなわち「第三者」への租税情報の漏洩の場合に適用されるところ、「第三者」に当たらない者への租税情報の提供が、そもそも同法に違反する余地はない。

包括外部監査人は、「みなし公務員」として位置づけられ、地方自治法 2 条 14 項及び

⁵⁸ 「普通地方公共団体が外部監査人の監査を受けるに当たっては、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員は、外部監査人の監査の適正かつ円滑な遂行に協力するよう努めなければならない。」

⁵⁹ 「外部監査人は、監査の事務に関しては、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。」

15 項の規定の趣旨を達成すべく広く県民のために活動することが求められている。そして、県には、法律上も包括外部監査契約の締結が義務付けられ、かつ監査対象となる特定の事件として県の税務行政が除外されていないことは、包括外部監査人が地方税法 22 条や地方公務員法 34 条 1 項の予定するところの「第三者」に当たらないからに他ならない。

この様に解されなければ、包括外部監査人に対して、地方税法に限らず、地方公務員法等の関係法令で守秘義務が規定されている情報提供する場合には、常に守秘義務違反に該当することとなるが、かかる帰結が不合理であることは自明である。なぜなら、このような事態となれば、監査対象たる県が実質において守秘義務違反を理由に、その情報提供を拒む口実を与え、監査業務を妨害することが可能になるに等しいからである。

よって、包括外部監査人への租税情報の提供は、そもそも「第三者」への情報提供でない以上、地方税法 22 条や地方公務員法 34 条 1 項に該当することはないのである。

(2) 監査対象者が情報開示の裁量を有することの危険性

一般に、監査対象者は、その業務に対する監査をされ、かつ評価されることに抵抗感を有するのが通常である。そのため、実際に意図するか否かにかかわらず監査に消極的姿勢を示すことも首肯できる。

しかしながら、そうであるからこそ、監査対象団体である県が地方税法 22 条や地方公務員法 34 条 1 項の「秘密」情報の該当性を判断し、県自らが情報の提供可否を判断することとなれば、本来的に有する監査への消極的姿勢と相まって、実質的に監査業務を妨害する事態に陥る。そうであるからこそ、県は、その恣意的な判断が差し挟まれる余地がない程に協力ないし情報提供しなければならない義務を負うのである。

なお、県は、包括外部監査への対応として、地方公務員法 34 条第 1 項の「秘密」については原則開示するも、地方税法 22 条の「秘密」については個々に判断するとの見解を示す。ところが、そもそも地方公務員法 34 条 1 項の「秘密」に当たるか、地方税法 22 条の「秘密」に当たるかは、明確な基準を示すことは困難であり、例えば二つの法律のいずれにも該当する情報が存在する場合、原則開示すべきかどうかは一義的には明らかとならない。この様な恣意的な判断を許容させることは、かえって外部監査を阻害する要因となる。

そうであれば、監査対象者が情報開示の裁量を有することは、実質において監査を妨害することを可能とするものであって極めて危険である。

(3) 行政秩序の維持確保は間接的・副次的な副産物に過ぎないこと

また、県は「税務行政秩序を損なう恐れ等についても考慮」の必要にも言及する。

しかし、地方税法 22 条の規律は、個人情報である県民の情報が他に漏洩することを強く守ることが守秘義務の本質であり、規程の趣旨なのであって、税務行政秩序の維持確保

は、間接的・副次的な副産物に過ぎないことを見過ごしている⁶⁰。地方税法 22 条に係る情報の守秘義務の解除は、考慮の対象としては県民の個人情報に他に漏洩することを防止する趣旨なのであって、そこに自治法上の開示に応じる義務を定めた直接の規定は不要である。

(4) 包括外部監査人にも守秘義務が課されていること

そもそも、包括外部監査人は、監査の実施に関して知り得た秘密は、契約期間中のみならず、外部監査人でなくなった後も含めて守秘義務を負っており、包括外部監査人の補助者についても同様である（自治法 252 条の 31 第 3 項⁶¹、自治法 252 条の 32 第 5 項⁶²）。そして、この守秘義務に違反した場合には、包括外部監査人及び補助者のいずれにも「2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金」の刑罰が科せられる（自治法 252 条の 31 第 4 項、自治法 252 条の 32 第 6 項）ところ、これは地方税法 22 条に違反した場合に科せられる刑罰と同じである。

以上の通り、包括外部監査人や補助者には、極めて重い守秘義務が課せられていることは、その情報提供が、地方公務員の守秘義務違反に当然に当てはまるものではないことを根拠づける。

(5) 結論

以上の通り、包括外部監査人への租税情報の開示が、地方税法 22 条や地方公務員法 34 条 1 項に違反するものではないから、その租税情報の開示に関して県に取捨選択の裁量はなく、その全てが開示されるべきであって、マスキングした上での情報提供にとどまった点について、自治法 252 条の 33 第 1 項の外部監査人に対する協力の努力義務違反である。

県が包括外部監査人への租税情報の提供に際して、守秘義務の履行を求める体制が不十分との考えが念頭にあるのであれば同体制を早急に構築されるべきであって、同体制がないことが租税情報の開示を制限すべき理由になるものではない。

よって、県は、包括外部監査人に対して同人の求める情報を全て開示するとともに、地方自治法上の包括外部監査人への協力義務を履行できる様な体制を速やかに整えられたい。

5. 課題・問題点（秘密情報の秘匿が不徹底であること）

包括外部監査人に対して租税情報を一律に開示せず、一部について県の裁量において秘

⁶⁰ 大阪高裁平成13年11月27日判決（平成13年（行コ）第23号）

⁶¹ 「外部監査人は、監査の実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。外部監査人でなくなった後であっても、同様とする。」

⁶² 「外部監査人補助者は、外部監査人の監査の事務を補助したことに伴って知り得た秘密を漏らしてはならない。外部監査人補助者でなくなった後であっても、同様とする。」

匿すべきではないことは前述の通りである。

この点を措くとしても、県は、包括外部監査人への情報開示が、地方税法 22 条の「秘密」に該当することを理由として開示しないとしてマスキングを実施した形で情報提供をしたものが数多く存在した。

ところが、その実態は、マスキングを実施した情報であるものの、マスキングを実施した資料の同一ページないし別のページには個人や法人の氏名や住所が記載された状態にある、あるいはマスキングを実施した資料を印刷すればマスキング部分が閲覧可能となる等したケースが多数あった。また、正確なマスキングでないために、マスキング対象外となった情報から当該マスキング内容を推測できるような件も見受けられた。

県が、地方税法 22 条を理由に、その「秘密」情報を包括外部監査人に提供し得ない旨の見解を示しながら、実際にはマスキングが不十分な対応となっていた。

6. 指摘（マスキングの不徹底と個人情報に対する県職員の認識や意識の不足）

包括外部監査人が「第三者」に該当しないことは前述の通りであるが、県が自ら開示すべきではない情報との見解に基づいてマスキングを実施したにもかかわらず、そのマスキングが不徹底であるが故に、結局は、開示されたと同視できる状態に陥った。

今回のマスキング処理を行ったうえでの資料提供は、本庁及び各県税事務所からの要求事項であり、地方税法第 22 条の守秘義務違反を回避するためには、監査の実効性のある程度阻害したとしても、監査人への資料提供はマスキングをする必要があるものと県側が判断し、表明したと同義である。

そうした中で、監査人に提供された資料の情報が隠せていないことは、自ら表明した地方税法第 22 条の守秘義務遵守の対応に違反した対応となっている。

包括外部監査人へ提供される情報が一部でも隠されることは、すなわち監査の実効性に影響を及ぼすものであることから、包括外部監査人は地方公務員と同様に守秘義務が課され（地方自治法第 252 条の 31）、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされることで、監査の実効性を担保しているものと解される。

今回の監査において、監査の実効性とマスキングされた情報提供の是非を慎重に勘案しながら監査を実施した経緯がある。このことは、県及び県職員の個人情報に対する認識や意識の不足とともに、明確な個人情報の取扱いルールが周知徹底されていないことが原因にあると考える。

今後、監査を受ける部局においては、包括外部監査の法令及びその趣旨、県民が享受する監査結果に与える影響、情報提供体制等を十分に理解し、包括外部監査人への情報提供の意味とそのあり方を検討しておくべきである。

また、県は保有する租税情報を含む個人情報について、適正な取扱いがなされる様にマスキング作業の方法やチェック方法を含む個人情報の取扱いルールについて明確に定め、各部局に周知徹底されるべきである。

7. 課題・問題点（守秘義務解除の規律が法律に基づかないこと）

県の見解によれば、租税情報に関して守秘義務が解除される場合として、ことに地方税法 22 条の解除にあたっては「本人から開示請求があった場合と法律により開示請求が適法なものとして許容される場合は例外として開示が容認される（S 38.3.15 付け内閣法制局第一部長から自治省税務局長宛て回答）」と厳格に解している。これは、租税情報が、県民の個人情報として秘密を守ることが強く求められるべきである故の帰結といえる。

ところが、県は、その租税情報の中でも特に地方税法 22 条における「秘密」について、租税徴収業務のためのシステム開発等の為に「第三者」である委託業者に開示している。これについて、当然に「第三者」であるはずの委託業者に対して、地方税法 22 条の「秘密」の開示を前提とする以上、県の見解に従えば、本人の同意か法律上の根拠が求められるはずである。

そして、県は「地方税の事務に従事する職員は、職務を遂行する過程において私人の秘密を知り得る地位を有しますが、これは地方税の賦課徴収という目的のために必要であるためと解されています。地方税第 22 条の規制は、賦課徴収以外の目的で職員が秘密を漏らす等した場合に及ぶと解釈しております」との独自の解釈に基づき、地方税法 22 条に違反しないとの回答がなされ、法律上の根拠を示されることも県民から同意を得ている旨の回答もなかった。

なお、県から、平成 17 年 4 月 1 日付け総務省自治税務局企画課長通知「地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について」においては、民間委託が可能な業務として例示されていることから、民間委託業者との個人情報取扱特記事項等を締結した上で「秘密」の開示を行っているとの回答があった。

8. 指摘（法律上の根拠のない第三者への租税情報の提供と県民からの同意の必要）

県は、地方税法 22 条の「秘密」に関して守秘義務が解除される場合としては、「S 38.3.15 付け 内閣法制局第一部長から自治省税務局長宛て回答」に基づく立場に立っていることから、「秘密」の提供に際しては①本人から開示請求があった場合と②法律により開示請求が適法なものとして許容される場合としている。このことは、地方税法 22 条の「秘密」を第三者に提供するには①本人の同意、あるいは②法律上の根拠を求める見解に立っているものといえる。

ところが、県は、地方税の賦課徴収の目的のためであれば、守秘義務が解除され、地方税法 22 条の秘密情報を外部の委託業者に開示することが許容されるとする。これを裏付ける①県民の同意、あるいは②法律上の根拠を県から示されることはなかった。

県が賦課徴収目的のために、県の委託業者である第三者に税務情報を開示することについて、事前に県民から同意を得たことを示す事情はなく、また県民の申告によって得られた租税情報を、賦課徴収を目的として第三者である委託業者に開示することを予め県民に明示している事情もうかがえない。

そうであれば、地方税法第 22 条の「秘密」情報の第三者への開示が、県から法律上の根拠が示されず、かつ県民からの同意も得られない中で行われており、租税徴収目的を広く解釈することで、「S 38.3.15 付け 内閣法制局第一部長から自治省税務局長宛て回答」にも反した状態が、現在も継続していることを意味する。

よって、県は、県民から得られる租税情報が、地方税法 22 条の「秘密」を含むのであるから、地方税の賦課徴収目的のためとはいえ第三者たる委託業者に租税情報を提供することに関して、法律上の根拠を明確にし、あるいは予め県民から同意を得る様に体制を整えるべきである。

第38 総括

税を取り巻く環境は、平成16年から地方税のeLTAXが始まった。我々の税務は、書面から電子申告と電子納税といった電子へと変化し、県税事務所へ行かなくても申告が、納税ができる便利な環境へ変化していった。

そこで県の県税の税務業務についてどのように変化しているのかに関心を持ち、今回の監査に至った。また、前回の包括外部監査から約20年経っており、県税務業務の紙から電子への変化を確認したいという思いもあった。

今回の包括外部監査を行ったことで、以下の3点が主題となった。

1点目は、税務システムである。県は、税務トータルシステムを利用して税務業務を行っている。県税務業務においても電子化が進み効率性が向上しているようにも見えた。しかしながら、データ等を紙面でのやり取りやそれに伴う紙の使用等で、一連の電子化による業務となっていないように思われた。税務課と県税事務所とのやり取りや市町とのやり取り等で更なる電子化への対応が急務でないかと思われる。そうすることで、紙資源の節約やコストの節約、県税職員の作業効率の向上が図れると考えるからである。

次に2点目は、税務調査である。

県の税目は、17種類あるが、そのうち税務調査を行っていない税目が見受けられた。

前述のとおり地方税法で各税目についてそれぞれに税務調査規定がある。

県税の性質によっては対応が異なるかもしれないが、国税に頼る税目もあれば、税務調査を行うことで実態が理解でき、県税の認識も高まり、税務業務が単なる形骸化した作業とならないよう一層の努力が必要であると考えます。

最後に3点目は、監査における資料についてである。本監査においては、監査に必要な資料等に黒塗りのマスキングされた資料で監査を行うこととなった。これは前述したように個人情報保護法や守秘義務等に関係しているからであるが、マスキングされた資料は、資料の受取日までに多大な期間を要し、またマスキングされた箇所については、ただ単に黒塗りされただけなので、監査人の主観が入り正しい監査へと導けない。

また、県でもマスキングの方法が統一されたようには見えず、税務課や各県税事務所での対応の差が感じられた。

県との包括外部監査契約における監査が、100%の受取資料からの監査でないことが、契約上問題となるかもしれないことや、数年後にまた県税における財務事務の包括外部監査が行われるときに支障とならないようすべきである。

本来ならマスキングされていない資料等で監査を行うべきである。しかしながら、もしマスキングで行うことを今後も続けるとするならば、包括外部監査における提供資料について、マスキングする項目や方法を統一させ、早期に規程等を設けることが急務であると考えます。さらに、マスキング資料提供については、マスキングのない資料と同等の期間で提供できるようにすべきである。

最後に本監査において、対象部局と県税事務所の方々には、特に西部の移転等の多忙な時

期にもかかわらず、視察等で多大なご協力をいただいた。

また、包括外部監査人として2年間にわたり、監査委員事務局の方々には、監査を円滑に行うことができるよう、大いにご協力いただいた。心から感謝を申し上げたい。